平成３０年

≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪

清掃事業概要

≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫

本　編

福　井　市

目次

第１章　総説
１　福井市の概要・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）社会条件・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　組織・人員・施設等
１　環境事務所機構・・・・・・・・・・・・・７
２　事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・８
３　職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・９
４　車両配置・・・・・・・・・・・・・・・・・９
５　清掃関係予算・・・・・・・・・・・・・・10
６　処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第３章　ごみ減量・資源化事業
１　ごみの減量・資源化・・・・・・・・・・・15
（１）資源物処理実績の推移・・・・・・・・・15
（２）資源回収拠点事業・・・・・・・・・・・17
（３）生ごみ・・・・・・・・・・・・・・・・18
（４）意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・19
（５）事業系ごみ対策・・・・・・・・・・・・20
（６）指定ごみ袋・・・・・・・・・・・・・・21

第４章　ごみ処理事業
１　ごみ処理の実績・・・・・・・・・・・・・25
（１）ごみ処理の現状・・・・・・・・・・・・25
（２）ごみ処理実績の推移・・・・・・・・・・26
（３）燃やせるごみの処理実績・・・・・・・・27
（４）燃やせないごみの処理実績・・・・・・・28
（５）ごみの組成調査・・・・・・・・・・・・29
（６）ごみ質の分析・・・・・・・・・・・・・30
２　ごみ収集の体系・・・・・・・・・・・・・31
（１）家庭系ごみ収集・・・・・・・・・・・・31
（２）事業系ごみ収集・・・・・・・・・・・・32
（３）ごみ収集状況・・・・・・・・・・・・・32
３　ごみ処理の体系・・・・・・・・・・・・・34
４　ごみ処理経費・・・・・・・・・・・・・・35

第５章　環境美化推進事業
１　美しいまちづくりのために・・・・・・・・39
（１）あき地等の清潔保持・・・・・・・・・・39
（２）都市環境の美化・・・・・・・・・・・・40
（３）動物（犬・猫等）死体処理・・・・・・41
（４）不法投棄対策・・・・・・・・・・・・・41
（５）野外焼却の指導・・・・・・・・・・・・41

第６章　関係資料
１　一般廃棄物の収集処理手数料・・・・・・45
（１）粗大ごみ以外の一般廃棄物・・・・・・45
（２）粗大ごみ・・・・・・・・・・・・・・・46
２　収集運搬業者・・・・・・・・・・・・・・47
（１）委託業者・・・・・・・・・・・・・・・47
（２）許可業者・・・・・・・・・・・・・・・47
３　清掃関係の法令及び例規・・・・・・・・・50
４　廃棄物の分類・・・・・・・・・・・・・・52
５　資源物及び廃棄物(ごみ)処理基本計画　・・54
６　一般廃棄物処理実施計画・・・・・・・・・60
７　清掃行政の歩み・・・・・・・・・・・・・68

第１章

総　　説

１．福井市の概要

（１）　自然条件（位置と地勢）

福井市は、福井県の県都で、県の北部、福井平野の中央に位置しています。

市の西方は国見岳を隔てて日本海に面し、海岸線は岩石美で名高い越前加賀海岸国定公園となっています。北方には坂井平野がひらけ、坂井市と隣接しています。東方には吉野岳を越えて永平寺町や勝山市、大野市などの奥越山地に連なり、南方は鯖江市・越前町などに隣接しています。

市内には九頭竜川、足羽川、日野川の三大河川が流れています。

（2）社会条件（世帯の推移）※外国人を含む

（各年10月１日現在）

年	世帯数（世帯）	人口（人）			面積（㎢）	1世帯あたりの人口（人/世帯）	備考
		総数	男	女			
昭和46年	56,200	217,708	105,180	112,528	339.24	3.87	足羽町合併（14,858人）
50年	61,933	230,560	111,711	118,849	339.22	3.72	
60年	72,079	249,155	120,938	128,217	340.31	3.46	
平成3年	77,096	253,655	122,904	130,751	340.60	3.29	朝日町との境界確定
8年	81,224	254,920	123,782	131,138	〃	3.14	
13年	84,771	254,019	123,112	130,907	〃	3.00	
17年	87,416	254,021	122,693	131,328	〃	2.91	
18年	93,538	271,417	131,088	140,329	536.17	2.90	美山・越廼・清水と合併
19年	94,178	270,977	130,834	140,143	〃	2.88	
20年	94,986	270,642	130,623	140,019	〃	2.85	
21年	95,600	269,879	130,240	139,639	〃	2.82	
22年	96,149	269,230	129,907	139,323	536.19	2.80	公有水面埋立
23年	97,023	268,982	129,831	139,151	〃	2.77	
24年	97,650	268,470	129,661	138,809	〃	2.75	
25年	98,506	267,904	129,409	138,495	〃	2.72	
26年	99,376	267,345	129,127	138,218	536.41	2.69	
27年	100,207	266,690	128,742	137,948	〃	2.66	
28年	101,265	266,032	128,465	137,567	〃	2.63	
29年	102,318	265,298	128,184	137,114	〃	2.59	
30年4月	102,346	263,847	127,473	136,374	〃	2.58	

（資料：福井市統計書）

第２章

組織・人員・施設等

１．環境事務所機構
（清掃業務関係）

（平成30年4月1日現在）

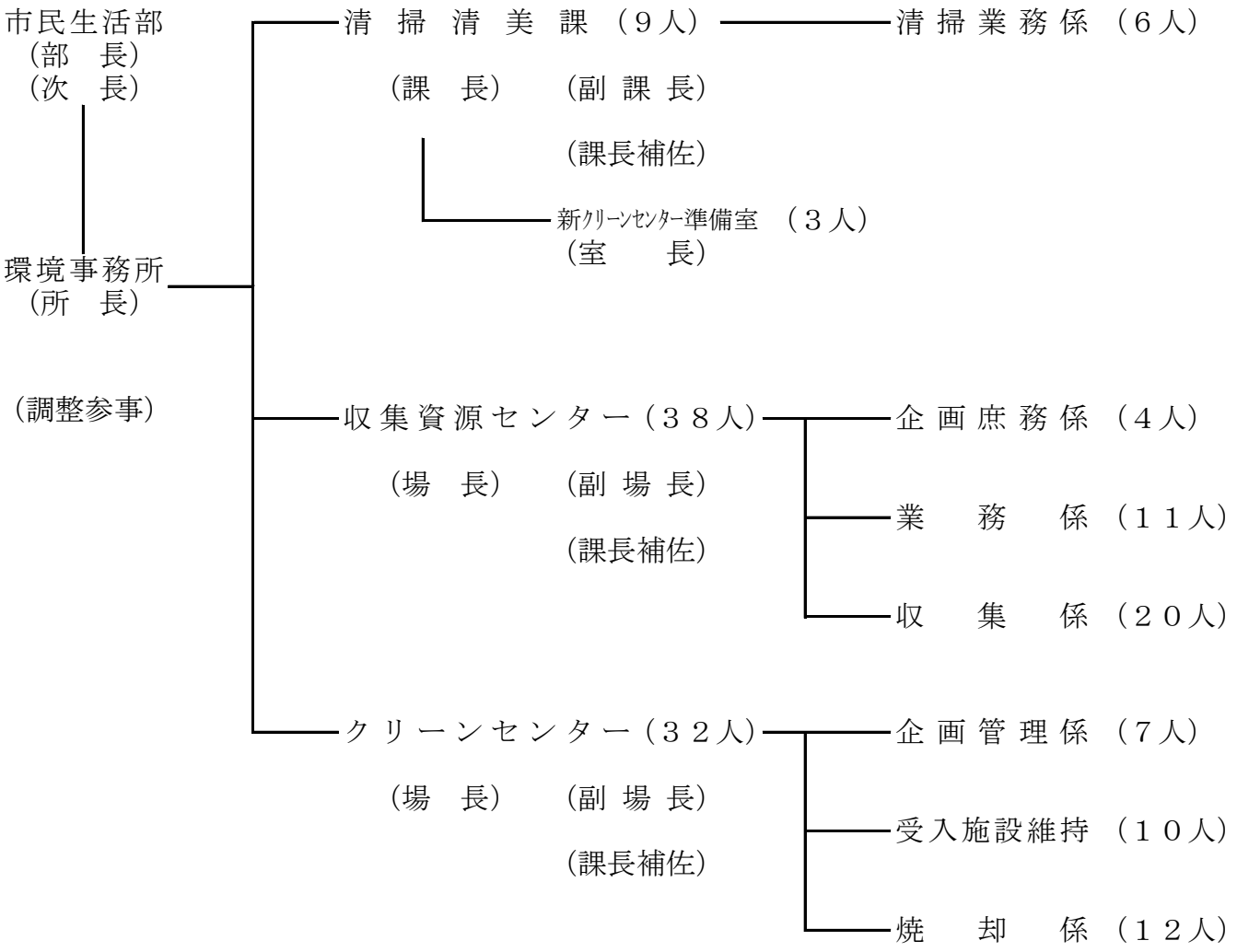

２．事務分掌

■清掃清美課

（１） 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の減量及び資源化に係る企画並びに適正処理に関すること。
（２） 一般廃棄物の適正処理及び減量の啓発及び広報に関すること。
（３） 一般廃棄物の収集運搬業及び処分業に係る許可等に関すること。
（４） 一般廃棄物の収集運搬及び資源化に係る委託業者に関すること。
（５） 福井坂井地区広域市町村圏事務組合（清掃事業に関することに限る。）及び鯖江広域衛生施設組合に関すること。
（６） 地域の清掃保持に関すること。

新クリーンセンター準備室

（１）新クリーンセンターの準備に関すること。

■収集資源センター

（１） 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
（２） 資源ごみに関すること。
（３） 一般廃棄物処理手数料に関すること。
（４） 施設の管理に関すること。

■クリーンセンター

（１） 一般廃棄物の焼却及び処分に関すること。
（２） 一般廃棄物処理手数料に関すること。
（３） 余熱の供給に関すること。
（４） 旧東山センター集水池の管理に関すること。
（５） 施設の管理に関すること。
（６） 環境分析に関すること。
（７） 地元協定に係る公害防止協定に関すること。

３．職員配置

（平成30年4月1日現在）

区分		清掃業務（人）												合計（人）		
		清掃清美課			新クリーンセンター準備室			収集資源センター			クリーンセンター					
補職	役職	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
副理事	所長	1		1										1		1
参事	課長	1		1										1		1
	場長							1		1	1		1	2		2
副参事	室長				1		1							1		1
	副課長	1		1										1		1
	副場長							1		1	1		1	2		2
主幹	課長補佐	1		1				1		1	1		1	3		3
	主幹							8	1	9	16	2	18	24	3	27
副主幹		1	1	2	2		2	18		18	4		4	25	1	26
主査		2		2				1		1	1		1	4		4
主事		1	1	2				1		1				2	1	3
技師								2		2	2		2	4		4
運転技師								1		1	1		1	2		2
環境技師								3		3	3		3	6		6
電気技師																
施設技師																
合計		8	2	10	3	0	3	37	1	38	30	2	32	78	5	83

４．車両配置

（平成30年4月1日現在）

用途	車両	清掃清美課	収集資源センター	クリーンセンター	合計
定期収集用	機械車		10		10
予備再搬用	〃		11	2	13
粗大ごみ運搬	コンテナ車		2		2
臨時ごみ用	小型トラック		4		4
パトロール用	乗用車	1	1	1	3
	軽ワゴン車	1			1
	軽トラック		1	1	2
業務連絡用	乗用車		1		1
	軽ワゴン車			1	1
処理処分用	タイヤショベル		1	1	2
	フォークリフト		2	1	3
	箱型ダンプ			1	1
合計		2	33	8	43

５．清掃関係予算

（平成30年4月1日現在）

■ 清 掃 総 務 費

（千円）

区 分 ＼ 年 度	26	27	28	29	30 (当初予算)
人 件 費	653,068	650,924	646,088	619,816	618,220
報 償 費	2,196	2,179	2,067	2,155	1,550
旅 費	314	361	258	307	251
需 用 費	5,096	4,737	4,707	4,519	3,749
役 務 費	569	522	325	372	465
委 託 料	35	—	—	—	—
使用料及び賃借料	2,277	2,297	2,210	2,933	2,849
備 品 購 入 費	—	—	—	1,800	2,570
負担金補助及び交付金	359	318	426	420	368
補償、補填及び賠償金	—	—	408	—	—
公 課 費	—	—	—	37	85
計	**663,914**	**661,338**	**656,489**	**632,359**	**630,107**

■ 塵 芥 処 理 費

（千円）

区 分 ＼ 年 度	26	27	28	29	30 (当初予算)
賃 金	22,765	23,454	23,869	23,599	22,474
報 償 費	—	72	345	281	100
旅 費	376	45	372	161	185
需 用 費	123,713	118,963	110,955	109,363	105,053
役 務 費	2,849	3,080	2,078	1,248	1,657
委 託 費	1,285,465	1,291,834	1,297,391	1,301,255	1,288,875
使用料及び賃借料	1,613	1,613	1,187	709	983
工 事 請 負 費	1,117,010	49,500	53,000	43,975	45,400
原 材 料 費	5,018	4,018	7,018	7,079	6,660
備 品 購 入 費	8,324	322	185	11,667	50
負担金補助及び交付金	521,354	611,585	521,608	518,947	564,576
公 課 費	4,448	4,334	4,375	4,339	4,233
計	**3,092,935**	**2,108,820**	**2,022,383**	**2,022,623**	**2,040,246**

注）上記は補正予算額を記載（H30以外）。過年度の清掃概要では、本項目は当初予算額を記載しているため、数値が相違する。

６．処理施設

福井市のごみ処理は、福井市クリーンセンター、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターと鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターで実施している。

また、収集資源センターでは、収集基地としての活動のほか、リサイクル資源のストック場としての機能を備えている。

なお、福井市クリーンセンターから排出される焼却灰については、県外の民間業者が所有する一般廃棄物管理型処分場において適正に最終処分を行っている。

（平成30年4月1日現在）

施設名	福井市クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター		鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター	
	焼却施設	焼却施設	粗大ごみ処理施設	焼却施設	粗大ごみ処理施設
所在地	福井市寮町50－41	あわら市笹岡33－３－１		鯖江市西番町15－30	
電話番号	53－8999	74－1314		0778－51－2310	
敷地面積	14,100㎡	20,200㎡		22,300㎡	
建物面積	5,187㎡	14,243㎡		3,304㎡	2,533㎡
竣工年月	平成３年３月	平成７年９月		昭和61年４月	平成５年４月
公称能力	345ｔ／24ｈ	222ｔ／24ｈ	90ｔ／５ｈ	120t／16ｈ	50t／５ｈ
基数	115ｔ/24ｈ×3基	74t/24ｈ×3基	１基	60t/16ｈ×2基	１基
集塵装置	バグフィルター	バグフィルター 乾式有害ガス除去装置	バグフィルター サイクロン	バグフィルター	バグフィルター サイクロン
型式	全連続燃焼式 流動床炉	全連続燃焼式 焼却炉	回転式 破砕機	准連続式 流動床炉	回転式 破砕機
工事施工者	石川島播磨重工業	JFEエンジニアリング		荏原製作所	栗本鐵工所
建設費	7,863,446千円 管理棟336,614千円を含む	17,880,000千円		2,070,000千円	2,389,600千円

搬出施設別最終処分場施設

搬出施設名	福井市クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター	鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター
処分物	燃やせるごみの残渣、生成物	燃やせないごみの残渣、生成物	焼却残渣、砂礫
最終処分場	県外民間処分場	広域圏最終処分場	夢の杜おた
埋立面積		41,300㎡	19,400㎡
埋立容積		231,000㎥	116,800㎥
竣工年月		平成11年3月	平成7年3月
埋立開始		平成11年4月	平成14年4月
浸出水処理方式		Ca除去処理、生物処理（酸化・硝化・脱窒）、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭、滅菌	生物処理、凝集沈殿、砂ろ過、滅菌

<table>
<tr><td rowspan="2">施 設 名</td><td colspan="3">福井市収集資源センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">収集関係施設</td><td>資源ストックヤード</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="3">福井市南江守町2－1</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td colspan="3">13,743m^2</td></tr>
<tr><td rowspan="5">建物面積</td><td>管理棟</td><td>1,497.87㎡</td><td rowspan="5">資源物ヤード　　192㎡</td></tr>
<tr><td>車　庫</td><td>648.5㎡</td></tr>
<tr><td>倉庫等</td><td>600.35㎡</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2,744.03㎡</td></tr>
<tr><td>機　　種</td><td colspan="2">高圧洗浄機　　５基</td></tr>
<tr><td>開設年月</td><td colspan="2">昭和36年５月</td><td>平成５年１月</td></tr>
</table>

第３章

ごみ減量・資源化事業

１．ごみの減量・資源化

本市では、毎週水曜日を「資源物の日」とし、月１回の空きびん及び月２回の空き缶の収集に取り組んできた。その後、容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルの収集、プラスチック製容器包装及びダンボール・紙製容器・紙パックの収集を開始した。

平成２１年４月からはプラスチック製容器包装の毎週収集、さらに、平成２２年７月からは福井市全域で蛍光灯の収集を開始し、リサイクルを通じたごみ減量化の取組みにより資源化率の向上を目指している。

しかし、近年、資源物の収集量が減少傾向となっている。そこで、平成２５年３月より、民間事業者の協力を得て、市内２か所の事業所敷地内に福井市資源回収拠点「わける ば」を設置し、資源物排出の利便性を高めている。

（１） 資源物処理実績の推移

≪資源物①≫ **（単位:t）**

区　分　＼　年　度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
びん		1,292	1,218	1,177	1,128	1,073
	白びん	547	516	501	487	449
	茶びん	458	420	401	375	359
	青びん	176	168	155	151	145
	黒びん	32	36	44	40	57
	生きびん	79	78	76	75	63
缶		456	399	388	372	351
	スチール缶	229	194	173	159	147
	アルミ缶	227	205	215	213	204
ペットボトル		264	248	242	238	227
プラスチック製容器包装		1,816	1,884	1,892	1,938	1,968

≪資源物②≫　　**（単位：t）**

区　分　＼　年　度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
古紙		1,030	924	855	797	776
	ダンボール	792	715	667	620	598
	紙製容器	215	189	168	156	153
	紙パック	13	13	13	13	12
	新聞・雑誌	10	7	7	8	14
乾電池※1		53	43	53	44	47
スプレー缶		4	4	4	4	4
蛍光灯		22	20	20	19	18

※1　ボタン型電池・充電電池の回収は行っていない。

≪古紙等集団資源回収≫

資源のリサイクルおよびごみの減量化による処理経費の軽減を図るため、奨励金を交付し、市内の地域住民で組織する各種団体による新聞・雑誌類の集団回収を促している。

なお、奨励金は、前期（１月から６月まで実施分）・後期（７月から１２月まで実施分）の２回に分けて、回収した重量に応じて交付している。

区分＼年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
新　聞（ｔ）	2,363	2,257	2,143	1,941	1,767
雑　誌（ｔ）	2,298	2,126	1,914	1,763	1,557
紙パック（ｔ）	3	2	2	2	2
合　計（ｔ）	4,664	4,385	4,059	3,706	3,326
団体登録数※2	227	228	219	216	213
奨励金（千円）	23,401	22,115	20,295	18,527	16,631

※2　25年度よりその年度に集団回収を実施した団体のみ
※3　26年度・27年度　奨励金の金額に修正あり

（２）　資源回収拠点事業

≪小型家電回収事業≫

従来、燃やせないごみとして埋立処分されていた小型家電だが、分別回収することで、中から貴金属やレアメタルを取り出して再資源化することができる。

平成２４年４月に収集資源センターで小型家電の回収を開始したのを始まりに、現在では、市内１０箇所に小型家電の回収拠点を設けている。

※　持ち込めるもの：乾電池等で使うか、コンセント等にさして使う家電製品
ただし、粗大ごみに該当するもの、家電４品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・洗濯機等）及びパソコンは回収対象外。
回収ボックスの場合は縦15cm、横25cm、高さ30cmに収まる大きさのもの。
これを超えるものは窓口回収（直接受取）にて対応。

《メダルプロジェクト》

福井市は、不要になった携帯電話等に含まれる金属から2020年東京オリンピック・パラリンピックのメダルを作る全国事業「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加している。プロジェクトに提供される携帯電話等を入れるボックスは市役所別館４階・清掃清美課窓口に設置されている。

平成29年10月からは、取組方法を拡大し、回収された小型家電全量をメダルプロジェクトに提供している。

（平成29年度の高品位品（携帯電話・デジカメなど）回収量：125kg）

〔平成２９年度小型家電回収拠点〕

協力店舗名	所 在 地
市役所本館１階 市民ホール	大手3丁目10-1
市役所別館４階 清掃清美課	大手3丁目10-1
収集資源センター	南江守町2-1
クリーンセンター	寮町50-41
美山総合支所	美山町7-1
越廼総合支所	蒲生町1-88
清水総合支所	小羽町27-1
福井県民生活協同組合 ハーツ羽水店	木田3丁目2802番地
福井県民生活協同組合 ハーツ学園店	学園2丁目9番22号
福井県民生活協同組合 ハーツ志比口店	志比口2丁目11番13号

（↓使用済小型家電回収ボックス）

（→メダルプロジェクト用回収ボックス）

（ｋｇ）

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
回収量	86,240	91,830	78,420	68,855

≪民間事業所における資源回収拠点事業≫（名称：わけるば）

平成２５年３月より、㈱増田喜（福井営業所）・福井環境事業㈱二日市リサイクルセンターの２か所に資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

〔回収時間〕
・各事業所の営業時間と同じ
〔回収品目〕
・びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光灯、乾電池、古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本）

≪市有施設における資源回収拠点事業≫

平成23年4月1日より、収集資源センターに資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

また、平成28年10月3日より、越廼・美山・清水の各総合支所に古紙回収拠点を設置した。

〔回収時間〕

・ 収集資源センター、各支所の開館時間と同じ

〔回収品目〕

・ 【収集資源センター】…びん、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本、雑がみ）

・ 【各総合支所】　　…古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本、雑がみ）

回収実績　　（ｋｇ）

年度 ＼品目	びん	缶	ペットボトル	蛍光灯	乾電池	古紙	合計
26年度	1,972	531	435	377	205	13,180	16,700
27年度	2,319	535	596	380	326	13,200	17,356
28年度	2,534	571	447	394	201	14,321	18,468
29年度	3,834	580	483	210	328	13,990	19,425

（３）　生ごみ

≪事業所から排出される生ごみの堆肥化≫

生ごみの資源化については、平成１４年度に市内の業者による中間処理を許可し、当該事業者が市内の事業系生ごみの処理を行っている。

当該事業者により、市有施設（市立保育園、学校給食センター等）や民間事業所の食品残渣を年間約５００トン処理し、堆肥化している。

なお、処理した完熟堆肥については市内の農家で有機肥料として使用しており、地域リサイクルループが構築されている。

（ｔ）

区 分 ＼ 年 度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市有施設	市立保育園	調理くず等	15.7	15.3	17.0	17.6	18.6
		食べ残し等	13.0	10.7	10.5	9.5	9.3
	ふれ愛園	調理くず等	1.7	2.1	2.3	1.8	0.0
		食べ残し等	4.6	4.8	4.7	5.1	2.5
	学校給食センター	調理くず等	64.9	74.9	75.7	71.2	61.8
		食べ残し等	42.9	38.9	45.2	39.5	34.7
	単独給食校	調理くず等	63.4	55.6	55.1	62.8	58.7
		食べ残し等	18.7	13.9	11.8	14.7	11.7
	小計	調理くず等	145.7	147.9	150.1	153.3	139.1
		食べ残し等	79.2	68.3	69.2	68.8	58.2
民間事業所		調理くず等	125.9	92.2	136.8	95.5	112.9
		食べ残し等	188.3	222.7	209.8	230.0	200.4
合計			**539.1**	**531.1**	**565.9**	**547.6**	**510.6**

（４） 意識啓発

≪普及啓発事業≫

ごみの正しい分別及び排出をしてもらうため、各地区の公民館等に職員が出向き、分別説明会を開催している。

また、ごみの出し方を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、随時配布している。

分別説明会の開催状況　（回）

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数	24	27	26	29	22

研修会は、外国人留学生向け、子供向け、高齢者向けなど、対象に応じた内容を行い、正しいごみの分別の啓発に努めている。

≪まだまだ使えますコーナー≫

粗大ごみの中には、そのまま十分使えるものや、少し手を加えれば再利用可能なものが数多く含まれている。よって、昭和５７年６月から取り組んでいる「環境月間」の行事として、まだ使える粗大ごみを抽選により無料で贈呈するイベントを行っている。

平成１３年度からは「環境展」、「環境フェア」等において抽選会を実施。（「まだまだ使えますコーナー」）

ごみ減量化・３Ｒなどのパネル展示も併せて行い、リユースの啓発に取組んでいる。

（５） 事業系ごみ対策

≪ふくい優エコ事業所≫

福井市内で事業系一般廃棄物の削減等に取り組む事業所を「ふくい優エコ事業所」として認定し、その活動を広く他の事業所へ広報することにより、ごみ削減の取り組みを推進している。

・平成２４年１２月に募集を開始。

・平成３０年３月時点でエコオフィス２０社　エコショップ１６社を認定。

認定事業所

エコオフィス	認定期間
福井環境事業株式会社	平成29年10月1日～平成31年9月30日
福井環境事業株式会社二日市リサイクルセンター	平成29年10月1日～平成31年9月30日
清水紙料株式会社	平成29年10月1日～平成31年9月30日
株式会社清水勉商店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
株式会社クリンマスター	平成29年10月1日～平成31年9月30日
株式会社増田喜本社	平成29年10月1日～平成31年9月30日
株式会社増田喜福井営業所	平成29年10月1日～平成31年9月30日
株式会社そごう・西武　　西武福井店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
高桑印刷株式会社	平成29年10月1日～平成31年9月30日
福井県民生活協同組合	平成29年10月1日～平成31年9月30日
株式会社北陸環境サービス	平成28年10月1日～平成30年9月30日
池田金属株式会社	平成28年10月1日～平成30年9月30日
スキット株式会社	平成28年10月1日～平成30年9月30日
北陸労働金庫福井支店	平成28年10月1日～平成30年9月30日
北陸労働金庫福井南支店	平成28年10月1日～平成30年9月30日
北陸労働金庫福井北支店	平成28年10月1日～平成30年9月30日
北陸労働金庫ローンセンター福井	平成28年10月1日～平成30年9月30日
リードエージェンシー有限会社	平成28年10月1日～平成30年9月30日
京福バス株式会社	平成28年10月1日～平成30年9月30日
株式会社ウララコミュニケーションズ	平成29年10月1日～平成31年9月30日

エコショップ	認定期間
アピタ大和田店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
アピタ福井店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
ハーツ羽水店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
ハーツ学園店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
ハーツ志比口店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
リカーワールド華本店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
リカーワールド華プラザ店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
リカーワールド華二の宮店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
リカーワールド華光陽店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
リカーワールド華江守店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
有限会社　田ご	平成28年10月1日～平成30年9月30日
Aコープやしろ店	平成28年10月1日～平成30年9月30日
Aコープ堀ノ宮店	平成28年10月1日～平成30年9月30日
Aコープみゆき店	平成28年10月1日～平成30年9月30日
アルビス高木店	平成29年10月1日～平成31年9月30日
アルビス森田店	平成29年10月1日～平成31年9月30日

≪多量排出事業所に対する事業系一般廃棄物の削減等に関する指導≫

平成２４年度より、一般廃棄物の排出抑制及び適正処理を図り、もって事業系一般廃棄物の削減・リサイクル推進を図るため、概ね１００トン以上排出すると認められ、かつ、市長が別に認定した事業所を対象として、「一般廃棄物の削減等に関する実績報告及び計画書」の提出をお願いしている。

（６）指定ごみ袋

ごみ減量化と分別排出の徹底および限りある資源を有効に活用するため、市指定ごみ袋として所定のごみ袋を作成し、平成９年４月１日から完全実施した。また、平成１６年４月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を開始したことに合わせ、家庭でのごみを分別しやすくすることを目的として「色別指定ごみ袋」の販売を開始したが、分別排出が定着し当初の目的を概ね達成したことから、平成２５年度に青・オレンジ色印刷の家庭用ごみ袋の生産を中止した。

資源物（空き缶、ペットボトル）については、分別排出の促進と処理負担の軽減を図るために透明又は半透明の袋を用いて排出することもできることとしている。

事業系一般廃棄物については、事業所用指定袋を利用し、ごみステーションの管理者（自治会等）の同意のうえで１カ月２５０㎏（５０袋以内）以下に限り排出できる。

	種類	印刷色	指定袋に入れるごみ	サイズ
色別指定ごみ袋	家庭用	緑	燃やせるごみ	大・中・小
			燃やせないごみ	
			プラスチック製容器包装	
	事業所用	赤	燃やせるごみ	大
			燃やせないごみ	
			プラスチック製容器包装	

※1　燃やせないごみ（青）及びプラスチック製容器包装（オレンジ色）排出専用の指定袋は、平成２５年度に生産中止。

■指定袋の規格

項　目	仕様内容
材　質	高密度ポリエチレン
透 明 度	半透明
寸　法	家　庭　用　大…　厚さ　0.027㎜　縦　800㎜　横　650㎜
	中…　厚さ　0.027㎜　縦　700㎜　横　480㎜
	小…　厚さ　0.027㎜　縦　550㎜　横　300㎜
	事 業 所 用　大…　厚さ　0.03㎜　縦　800㎜　横　650㎜

第４章

ごみ処理事業

１　ごみ処理の実績

（１）ごみ処理の現状

平成２５年度以降の四区分別（燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、集団資源回収等）排出量は、平成２５年度の総排出量 99,292 トンより減少傾向にあり、平成２９年度には 91,995 トンとなっている。（△7.34％）

区分別では、「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」は、平成２５年度の 88,107 トンから減少。平成２９年度は 82,423 トンとなった。（△6.45％）

「資源物」及び「集団資源回収等」の排出量についても、平成２５年度の 11,185 トンから減少しており、平成２９年度には 9,572 トンとなった。（△14.42％）

また、排出量原単位（市民１人１日当たりのごみ排出量）についても、平成２５年度の 953 グラムから減少傾向にあり、平成２９年度では 900 グラムとなっている。（△5.66％）

〇四区分別廃棄物等の排出量の推移

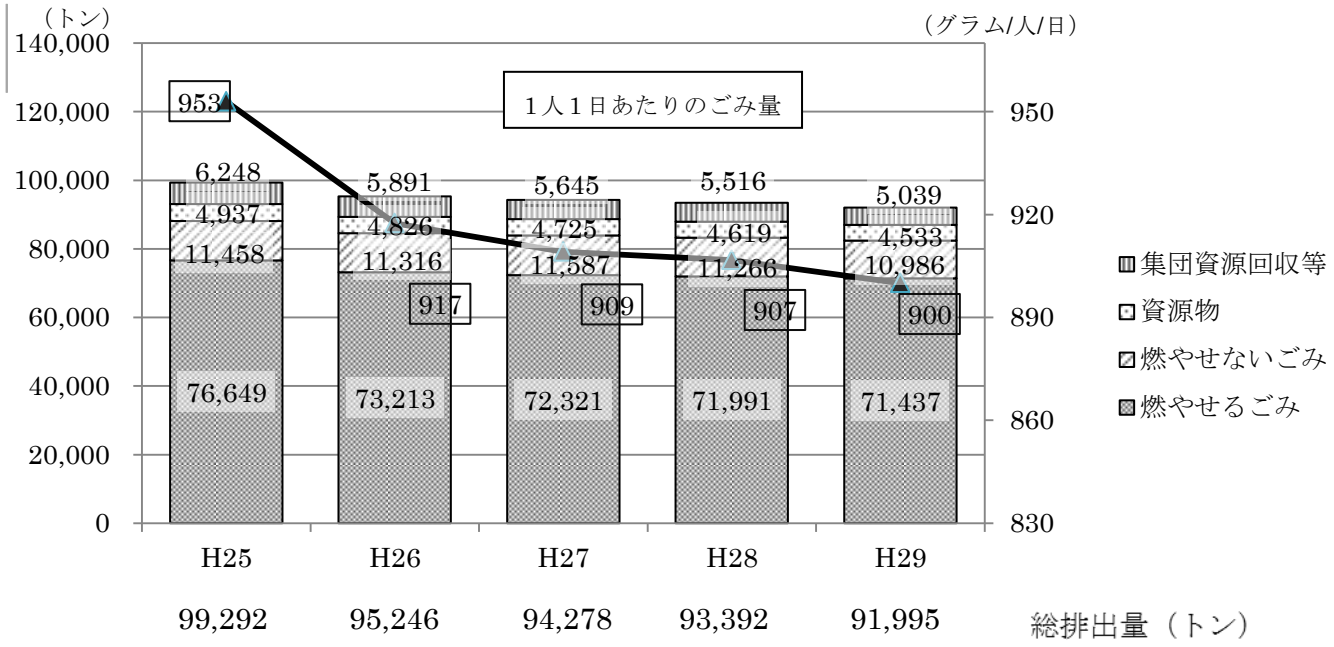

（２）ごみ処理実績の推移

■ ごみ排出量の推移

分別の種類			排出量（ｔ）					構成比（%）[H29]
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
再資源化	①資源物	びん	1,292	1,218	1,177	1,128	1,073	－
		缶	456	399	388	372	351	－
		ペットボトル	264	248	242	238	227	－
		プラスチック製容器包装	1,816	1,884	1,892	1,938	1,968	－
		ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ・紙製容器	1,007	904	836	776	751	－
		紙パック	13	13	13	13	11	－
		新聞紙・雑誌	10	7	7	8	14	－
		小型家電等	－	86	92	78	69	－
		乾電池	53	43	53	44	47	－
		スプレー缶	4	4	4	4	4	－
		蛍光灯	22	20	20	19	18	－
			4,937	4,826	4,725	4,619	4,533	5%
	②処理過程における資源化物		1,935	1,807	1,782	1,748	1,554	－
	③古紙等集団資源回収		4,664	4,385	4,059	3,706	3,326	4%
	④古紙等店頭回収		1,584	1,507	1,586	1,810	1,713	2%
	再資源化合計（①＋②＋③＋④）		13,120	12,524	12,151	11,883	11,127	－
焼却・破砕等	⑤燃やせるごみ	家庭系	44,861	43,589	42,988	42,559	42,557	46%
		事業系	31,788	29,624	29,333	29,432	28,880	31%
	⑥燃やせないごみ	家庭系	9,102	8,962	9,200	8,915	8,718	10%
		事業系	2,356	2,354	2,387	2,351	2,268	2%
	小計（⑤＋⑥）		88,107	84,528	83,908	83,257	82,423	－
収集・持込量（①＋⑤＋⑥）			93,044	89,354	88,633	87,876	86,956	－
総排出量（①＋③＋④＋⑤＋⑥）			99,292	95,246	94,278	93,392	91,995	100%
リサイクル率			13.2%	13.1%	12.9%	12.7%	12.1%	

※１ｔ未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

■ １人一日あたりのごみの量

分別の種類	排出量（ｇ）					前年度比（%）
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
１人一日あたりのごみの量 *1	953	917	909	907	900	△ 0.8％
１人一日あたりの総排出ごみの量*2	1,017	978	967	964	951	△ 1.3％
家庭から出る１人一日あたりの総排出ごみの量*3	667	650	642	636	629	△ 1.1％

※基準人口は各年度４月１日現在

*1　（資源物＋燃やせるごみ＋燃やせないごみ）／人・日
*2　（資源物＋古紙等集団資源回収＋燃やせるごみ＋燃やせないごみ）／人・日
*3　（資源物＋古紙等集団資源回収＋燃やせるごみ(家庭系)＋燃やせないごみ(家庭系)）／人・日

（３） 燃やせるごみの処理実績

■ 福井市クリーンセンターへの持込量実績　≪福井･美山区域≫　（t）

区分＼年度		25	26	27	28	29
直営収集		13,871	13,507	13,215	13,101	13,000
委託収集		27,543	26,596	26,230	25,900	25,840
許可収集		28,955	26,901	26,644	26,669	25,887
持込	一般可燃	420	509	552	565	641
	粗大可燃	1,050	1,057	1,148	1,170	1,333
	事業可燃	623	589	638	649	583
	減免等	104	38	58	63	365
	下水	54	62	50	52	55
	中央卸売市場 シルバー人材センター 持込	1,263	1,291	1,216	1,241	1,250
合計		**73,883**	**70,550**	**69,752**	**69,410**	**68,954**

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績　≪越廼・清水区域≫　（t）

区分＼年度		25	26	27	28	29
委託収集		1,868	1,827	1,753	1,719	1,639
許可収集		657	615	587	608	563
持込	一般可燃	54	31	39	52	49
	事業可燃	182	186	187	202	231
	減免	5	4	2	0	1
合計		**2,766**	**2,663**	**2,569**	**2,581**	**2,483**

※平成25・26年度の数値について修正あり。

（４） 燃やせないごみの処理実績

■ 広域圏清掃センターへの持込量実績 ≪福井・美山区域≫ (t)

区分＼年度		25	26	27	28	29
委託収集		7,384	7,094	7,190	6,971	6,779
直営粗大		236	180	170	143	177
許可収集		1,810	1,898	1,910	1,857	1,864
持込	一般不燃	1,126	1,191	1,276	1,295	1,236
	事業不燃	456	375	390	387	310
	減免	30	20	20	34	24
合計		**11,042**	**10,758**	**10,956**	**10,687**	**10,390**

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 ≪越廼・清水区域≫ (t)

区分＼年度		25	26	27	28	29
委託収集		74	68	71	65	60
許可収集		0	0	0	0	0
持込	一般不燃	283	232	289	256	280
	事業不燃	46	47	60	67	62
	減免	13	13	8	6	8
合計		**416**	**360**	**429**	**394**	**410**

※平成25年度の数値について修正あり。

※平成26年度以降は、上記持込量に、収集資源センターで発生する処理過程資源化物の量を加え燃やせないごみの総量となる。（P25,26の燃やせないごみ量と合致する）

（５） ごみの組成調査（ウェットベース）

ごみステーションに排出された家庭ごみのサンプルを内容物の品目ごとに分類し、調査した結果は次のとおりとなっている。

■ 燃やせるごみ （%）

分類＼実施時期		H25.11月	H26.11月	H27.11月	H28.11月	H29.11月
可燃適正物	食品廃棄物	46.4	47.4	39.7	47.9	47.1
	紙おむつ	5.8	13.5	5.6	10.6	8.8
	アルミ付紙パック	0.3	0.3	0.1	0.3	0.4
	その他紙類	9.3	3.5	13.3	9.2	8.8
	繊維布類	2.9	3.0	7.7	3.4	7.3
	皮革ゴム類	0.2	1.2	0.5	0.1	0.7
	木・竹・藁類	2.6	0.7	2.5	1.5	2.0
	指定袋	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6
	小 計(%)	68.1	70.2	70.0	73.5	75.7
資源物	リサイクル可能な古紙	27.9	27.6	25.5	23.4	20.7
	プラスチック容器包装	1.9	1.8	2.7	1.6	2.5
	小 計(%)	29.8	29.4	28.2	25.0	23.2
不適物		2.1	0.4	1.8	1.5	1.1

■ 燃やせないごみ （%）

分類＼実施時期		H25.12月	H26.12月	H27.12月	H28.12月	H29.12月
不燃適正物	ガラス・金属・陶器類	33.0	35.6	34.0	32.9	42.0
	プラスチック製品	10.7	12.0	15.9	22.2	14.1
	プラ容器包装(汚れ有)	16.2	7.3	5.4	2.8	8.6
	指定袋	0.8	0.8	0.9	1.0	0.6
	小型家電(その他)	1.7	－	－	－	－
	小 計(%)	62.4	55.7	56.2	58.9	65.3
資源物	プラ容器包装(汚れ無)	7.1	9.7	6.1	10.2	3.2
	缶	4.1	2.7	3.8	2.4	3.0
	びん	10.3	11.0	9.5	5.1	7.8
	ペットボトル	2.9	3.5	2.1	4.2	4.4
	小型家電(その他)	－	4.7	9.6	9.1	5.3
	小 計(%)	24.4	31.6	31.1	31.0	23.7
不適物	可燃物	10.9	8.8	7.2	7.4	6.1
	火災リスク品	1.2	1.5	1.7	1.6	4.4
	処理困難物	1.1	2.4	3.8	1.1	0.5
	小 計(%)	13.2	12.7	12.7	10.1	11.0

※平成26年度から小型家電の区分を燃やせないごみ→資源物に変更しているため、上記表も合わせて変更。

（６） ごみ質の分析　（福井市クリーンセンターにおける可燃性ごみの組成）

福井市クリーンセンターにおけるごみ質分析の結果は次のとおりとなっている。

■ 平均値（ドライベース）　（%）

成分＼年度		25	26	27	28	29
可燃物	紙･セロハン	47.6	42.5	45.3	44.0	46.2
	木･竹･わら類	7.8	10.3	6.6	6.0	7.8
	繊 維 類	10.0	8.3	10.2	12.6	10.1
	厨 芥 類	7.4	9.5	7.8	7.4	8.0
	皮革･ゴム類	0.2	0.3	0.8	1.2	0.2
	雑物5㎜以上	7.8	8.5	9.1	8.7	8.3
	小 計(%)	80.8	79.4	79.8	79.9	80.6
焼却不適物	ビニール･プラスチック類	13.3	15.2	13.0	15.2	14.3
	小 計(%)	13.3	15.2	13.0	15.2	14.3
不燃物	ガラス･石類･陶磁器類	0.5	0.3	0.7	0.1	0.2
	金 属 類	0.8	0.6	1.2	0.6	0.5
	雑物5㎜以上	4.6	4.5	5.3	4.2	4.4
	小 計(%)	5.9	5.4	7.2	4.9	5.1

■ 理化学的性状

項目＼年度	25	26	27	28	29
見かけ比重 (t/m^3)	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16
水分 (%)	48.4	49.5	47.0	48.1	48.6
灰分 (%)	5.5	6.0	6.5	4.9	5.2
可燃分 (%)	46.1	44.5	46.5	47.0	46.2
推定低位発熱量(J／kg)	7,468	7,141	7,578	7,684	7,564
熱灼減量 (%)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2

２．ごみ収集の体系

（１）　家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物（ごみ）については、粗大ごみ等を除き原則として指定ごみ袋により分別排出することとしている。なお、分別については下表のとおりである。

また、平成２３年４月から、ライターは中身を完全に使い切ったうえで、燃やせないごみの収集日に他のごみとは別にして透明または半透明の袋に入れて出すように変更している。

■ 福井・美山区域　　**（平成30年4月1日現在）**

区　分		収　集　回　数	収　集　方　法
燃やせるごみ		週２回	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、わけるば等へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月２回（第１，３又は第２，４の指定曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週１回（指定曜日）	
	缶	月２回（指定の水曜日）	
	びん	月１回（指定の水曜日） ※美山区域は、１月、２月の収集はなし	
	ペットボトル	月１回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック		
	乾電池	月１回（指定の水曜日） ※美山区域は、１月、２月の収集はなし	
	スプレー缶	月２回（第１，３又は第２，４の指定曜日）	
	蛍光灯	年６回（奇数月又は偶数月の指定水曜日） ※美山区域は、１月の収集はなし	
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日） ・自己搬入のみ受付（第２日曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ		

■ 越廼・清水区域　　**（平成30年4月1日現在）**

区　分		収　集　回　数	収　集　方　法
燃やせるごみ		週２回（火・金曜日）	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、わけるば等へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月２回（第２、４の木曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週１回（月曜日）	
	缶	月２回（第１、３の水曜日）	
	びん・ペットボトル	月１回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック	月１回（第３の水曜日）	
	乾電池	月１回（指定の水曜日）	
	スプレー缶	月２回（第２、４の木曜日）	
	蛍光灯	月１回（第４木曜日）	
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日） ・自己搬入のみ受付（第２日曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ		

（2）事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、ほとんどの事業系ごみは許可業者によって収集されている。

しかしながら、月に５０袋以内（約２５０㎏）の少量排出事業者の便宜を図るため、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業所用指定袋を使用して排出することができることとしている。

（3）ごみ収集状況

■収集主体別　　**（平成30年4月1日現在）**

収集主体	分　　別		世帯数（世帯）	人口（人）	比率
直営	燃やせるごみ	10班	32,119	82,178	31.1%
	資源物(缶)	8班	67,938	175,858	66.7%
委託	燃やせるごみ	19班	70,227	181,669	68.9%
	資源物(缶)	7班	34,408	87,989	33.3%
	燃やせないごみ	16班	102,346	263,847	100%
	プラスチック製容器包装	16班			
	資源物　(びん)	16班			
	(ペットボトル)	14班			
	〃　(蛍光灯)	6班			
	〃　(ダンボール・紙製容器・紙パック)	21班			

■収集回数別　　（平成30年4月1日現在）

収集回数		世帯数（世帯）	比率	人口（人）	比率
福井区域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん（毎月1回）・缶（毎月2回）・ペットボトル（毎月1回）・プラスチック製容器包装（週1回）・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月1回）・乾電池（毎月1回）・スプレー缶（毎月2回）・蛍光灯（2か月に1回）】	97,059	94.83%	248,809	94.30%
	○燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物【週1回】（中平、足羽上、小山谷）	6	0.01%	12	0.00%
	臨時収集地区（足谷、奥平、猫瀬、東平、宮郷）	11	0.01%	18	0.01%
	小　　計	97,076	94.85%	248,839	94.31%
美山区域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん（毎月1回）・缶（毎月2回）・ペットボトル（毎月1回）・プラスチック製容器包装（週1回）・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月1回）・乾電池(毎月1回)・スプレー缶（毎月2回・蛍光灯（2か月に1回）】	1,423	1.39%	4,128	1.56%
越廼区域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん（毎月1回）・缶（毎月2回）・ペットボトル（毎月1回）・プラスチック製容器包装（週1回）・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月1回）・乾電池（毎月1回）・スプレー缶(毎月2回)・蛍光灯（月1回）】	557	0.54%	1,275	0.48%
清水区域		3,290	3.22%	9,605	3.65%
合　　計		102,346	100%	263,847	100%

３．ごみ処理の体系

<table>
<tr><th>基本分類</th><th>区　域</th><th colspan="2">収集運搬</th><th colspan="2">処理方法</th><th>処分方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">燃やせるごみ</td><td>福　井</td><td>直営・委託</td><td rowspan="3">週２回</td><td rowspan="3">焼　却</td><td rowspan="2">クリーンセンター※４</td><td rowspan="3">焼却灰(埋立)
金属類(資源化)</td></tr>
<tr><td>美　山</td><td rowspan="2">委　託</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>鯖江クリーンセンター※５</td></tr>
<tr><td rowspan="2">燃やせないごみ</td><td>福井・美山</td><td rowspan="2">委　託</td><td rowspan="2">月２回</td><td rowspan="2">破　砕</td><td>清掃センター※６</td><td rowspan="2">焼却灰(埋立)
金属類(資源化)</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>プラスチック製
容器包装</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>週１回</td><td>分　別</td><td>委　託</td><td rowspan="11">資源化</td></tr>
<tr><td>びん</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>月１回</td><td>分　別</td><td>委　託</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>月１回</td><td>分　別</td><td>委　託</td></tr>
<tr><td>ダンボール・
紙製容器・
紙パック</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>月１回</td><td>分　別</td><td>委　託</td></tr>
<tr><td rowspan="3">缶</td><td>福　井</td><td>直営・委託</td><td rowspan="3">月２回</td><td rowspan="3">分　別</td><td rowspan="3">委　託</td></tr>
<tr><td>美　山</td><td rowspan="2">委　託</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td></tr>
<tr><td>乾電池</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>月１回</td><td>分　別</td><td>清掃センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スプレー缶</td><td>福井・美山</td><td rowspan="2">委　託</td><td rowspan="2">月２回</td><td rowspan="2">分　別</td><td>清掃センター</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td rowspan="3">蛍光灯</td><td>福　井</td><td rowspan="3">委　託</td><td>年６回</td><td rowspan="3">分　別</td><td rowspan="3">委　託</td></tr>
<tr><td>美　山</td><td>年５回</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>月１回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">粗大ごみ</td><td rowspan="2">福井・美山</td><td rowspan="3">自己搬入
申込収集</td><td rowspan="3">随　時</td><td>可燃(焼却)</td><td>クリーンセンター</td><td rowspan="3">焼却灰(埋立)
不燃物(埋立)
金属類(資源化)</td></tr>
<tr><td>不燃(破砕)</td><td>清掃センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">越廼・清水</td><td>可燃(焼却)</td><td rowspan="2">鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>不燃(破砕)</td></tr>
<tr><td>動物の死体</td><td>全　域</td><td>自己搬入
申込収集</td><td>随　時</td><td>焼　却</td><td>クリーンセンター</td><td>遺骨(埋立)</td></tr>
</table>

※４　クリーンセンター　　：福井市クリーンセンター
※５　鯖江クリーンセンター　：鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター
※６　清掃センター　　：福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター

４．ごみ処理経費

■　１トンあたりの収集・処分経費　（円）

区　分　＼　年　度			26	27	28	29
全体			24,917	24,566	24,164	25,990
	燃やせるごみ		19,999	19,966	19,648	19,964
		収集経費	7,221	7,370	7,253	7,361
		処分経費	12,778	12,596	12,395	12,603
	燃やせないごみ		38,704	34,618	33,349	45,289
		収集経費	8,654	8,505	8,884	9,219
		処分経費	30,050	26,113	24,465	36,070
	資源物		42,960	44,389	44,880	47,597
		収集経費	33,481	34,630	34,938	37,030
		処分経費	9,479	9,759	9,942	10,567

■　１人あたりの収集運搬・処分経費　（円）

区分＼年度		26	27	28	29
合計		8,910	8,722	8,499	9,026
	収集経費	3,733	3,765	3,721	3,749
	処分経費	5,177	4,957	4,778	5,277

■　１世帯あたりの収集運搬・処分経費　（円）

区分＼年度		26	27	28	29
合計		23,842	23,067	22,477	23,565
	収集経費	9,989	9,957	9,840	9,789
	処分経費	13,853	13,110	12,637	13,776

第５章

環境美化推進事業

１．美しいまちづくりのために

（１） あき地等の清潔保持

市街地を中心とするあき地等の清潔保持に関しては、法によりその所有者もしくは管理者が適切に行うこととなっているが、福井市では市民の迷惑を防止するため、福井市あき地等の清潔保持に関する条例 （昭和52年制定）に基づき、当該あき地等の草刈り等を実施するよう指導・勧告を行っている。また、自らが実施できない者（個人）に対しては、草刈り委託業者の紹介を行っている。

① 私有あき地（指導・勧告件数） （ 件 ）

年度	指　導	処　理		
	勧告	自己処理	未処理	処理割合
２５年度	147	128	19	87.1%
２６年度	161	140	21	87.0%
２７年度	152	122	30	80.3%
２８年度	159	131	28	82.4%
２９年度	139	113	26	81.2%

②公共等所有あき地

国、県、市およびその他の公共団体等所管のあき地（道路、河川、軌道敷地等を含む）等については、市民から通報があった場合、速やかに草刈り等を実施するよう要請している。

（２） 都市環境の美化

福井市では、都市環境の美化を図り市民の快適な生活を確保し、清潔で美しいまちをつくるため、**「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」**（平成８年12月25日）を制定した。

◆ 対象者及び責務

事業者　容器に収納する飲料やタバコ又はチューインガムを製造する製造者並びにこれらの商品を販売する販売者を「事業者」とし、このうち、重点区域において、容器に収納した飲料を自動販売機により販売するものは、同条例施行規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

市民等　福井市内に居住している人、勤務若しくは滞在者又は市内を通過する人は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器若しくは吸い殻入れ等に収納しなければならない。

◆ 区　　域　　福井市全域

〇ポイ捨てはやめよう！
〇ふんの始末は飼い主が、責任をもって処分しましょう。
〇自動販売機には回収容器を設置しましょう。

重点区域

特に空き缶等の散乱及びふん害を防止する必要がある区域のことで、ＪＲ福井駅を含む駅周辺の区域が指定されている。

平成２４年３月１日からはこの区域を拡大し、面積を従来の52.8haから73.3haとした。

なお、この重点区域内で条例に規定する行為を行った人に対しては、市長が勧告命令を行い、罰金、過料を科すことができる。

周囲総延長　　5.2km

面　　積　　73.3ha

◎街頭啓発活動
　重点区域内の福井駅周辺において、ポイ捨て防止を啓発する街頭活動を実施。
（H22.10月，H24.2月，H24.3月，H26.3月，H26.11月，H27.3月，H27.10月，H28.10月，H29.11月）

（３） 動物（犬・猫等）死体処理

飼い犬・飼い猫等の死体については、収集・処分を有料で行っている。
（自己搬入の場合･･･972円／体、申込収集の場合･･･1,620円／体）
また、路上、空き地等に放置された野良犬・猫等の死体については、収集資源センターが市民からの連絡を受け、委託業者に収集を依頼している。回収された死体は、福井市クリーンセンターの動物用焼却炉にて焼却処分する。

（単位：体）

区分＼年度	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
収　集	1,529	1,576	1,535	1,517	1,612
持ち込み	420	460	406	437	414
保健所	144	127	67	48	72
鳥類他　※	1,161	1,341	1,012	1,170	1,003
合　計	3,254	3,504	3,020	3,172	3,101

※市による有害鳥獣駆除

（４） 不法投棄対策

山間部や高速道路脇など、通常人の目が届き難い所に対し、不法投棄防止パトロールを行っている。また、平成２３年７月より、不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄があった場合に行為者を特定することを目的として、山間部の道路沿い、山林、河川敷などで不法投棄が多発している場所、既に不法投棄が発生し、更に拡大するおそれがある場所、又は行政による常時監視が困難であり、かつ地域住民による監視の目が行き届かない場所などに監視カメラを設置している。

（箇所）

年度	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
設置箇所数	8	9	9	9	9

（５） 野外焼却の指導

野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第１６条の２により原則禁止されていることから、職員によるパトロールを行い、野外焼却の防止に向けた啓発に努めている。また、野外焼却の通報を受けた場合、職員が現場に行き直接指導を行っている。

（件）

年　度	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
通報	32	37	16	19	23
指導	17	24	15	11	18
パトロール中の指導	0	3	0	0	0

第６章

関係資料

１．一般廃棄物の収集処理手数料

（１）　粗大ごみ以外の一般廃棄物

（福井市廃棄物処理及び清掃に関する条例第30条関係）

（平成30年4月1日現在）

種　　別		取　扱　区　分	単　　位	金　　額
し尿及び浄化槽汚泥		許可業者（法第7条第1項の許可を受けたものをいう。以下同じ。）が搬入する場合	180ℓまでごとに	26.25円
飼い犬、飼い猫等の動物の死体		占有者等が自ら搬入する場合	犬、猫等１体につき	972円
		市が収集、運搬および処分をする場合		1,620円
その他の一般廃棄物	家庭系一般廃棄物	50kgを超える家庭系一般廃棄物を占有者等が自ら搬入する場合（許可業者に委託して搬入する場合を含む）	50kgを超える部分について10kgまでごとに（10kg未満の端数があるときはこれを四捨五入する）	21.6円
	事業系一般廃棄物	事業者が自ら搬入する場合（許可業者に委託して搬入する場合を含む）	10kgまでごとに（10kg未満の端数があるときは、これを四捨五入する）	43.2円
		第21条第2項に規定する集積場へ搬出する場合	第21条第2項に規定する指定袋1枚につき	86.4円

※福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター（あわら市笹岡）及び鯖江広域衛生施設組合は別料金。

※この表の規定により、算出した手数料の総額に１０円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てる。

（２） 粗大ごみ

（福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条別表第２による）

（平成30年4月1日現在）

区分	品目又は寸法		持ち込む場合	戸別収集の場合	品目の例示
特殊	ﾀｲﾔ	ﾀｲﾔのみ	１本につき216円	１本につき540円	
		ﾎｲｰﾙ付き	１本につき324円	１本につき648円	
	ﾍﾞｯﾄﾞﾏｯﾄﾚｽ（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ入り）のみ	ｾﾐﾀﾞﾌﾞﾙ以上	１点につき864円	１点につき1,944円	
		ｼﾝｸﾞﾙ	１点につき540円	１点につき1,404円	
	ﾍﾞｯﾄﾞ枠及びﾍﾞｯﾄﾞﾏｯﾄﾚｽ（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ入り）のｾｯﾄ	ｾﾐﾀﾞﾌﾞﾙ以上	１組につき1,134円	１組につき2,214円	
		ｼﾝｸﾞﾙ	１組につき756円	１組につき1,620円	
	布（一辺40cmを超え、2m以下に限る。）		10ｋｇまでごとに43.2円	戸別収集はなし	
	木又は枝（直径3cm以上10cm未満かつ長さ30cm以上2m以下に限る。）				
大	縦、横及び高さの合計が300cm以上のもの（特殊区分に該当するものを除く。）		１点につき270円	１点につき918円	（家具類） ﾍﾞｯﾄﾞ枠 応接用椅子（2人又は3人用） ﾀﾝｽ 洗面台 ｿﾌｧｰﾍﾞｯﾄﾞ ｻｲﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ 流し台 机 ﾃｰﾌﾞﾙ 食器棚 （電化製品類） 健康器具 ｽﾃﾚｵｾｯﾄ 足踏台付ﾐｼﾝ （その他） じゅうたん
中	縦、横及び高さの合計が150cm以上300cm未満のもの（特殊区分に該当するものを除く。）		１点につき216円	１点につき756円	（家具類） ﾍﾞｯﾄﾞ枠 応接用椅子(1人用) ﾀﾝｽ 洗面台 椅子 ｻｲﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ 流し台 机 ﾃｰﾌﾞﾙ 食器棚 （電化製品類） 健康器具 ﾐﾆｺﾝﾎﾟ 卓上ﾐｼﾝ ｵﾙｶﾞﾝ 電子ﾚﾝｼﾞ （その他） じゅうたん ふとん 畳 ﾌﾞﾗﾝｺ 自転車 ｱｺｰﾃﾞｨｵﾝｶｰﾃﾝ 車椅子 湯沸器
小	縦、横及び高さの合計が150cm未満のもの（特殊区分に該当するものを除く。）		１点につき162円	１点につき594円	（家具類） ｶﾗｰﾎﾞｯｸｽ こたつ 座椅子 （電化製品類） 除湿機 照明器具 扇風機 掃除機 ｽﾋﾟｰｶｰ 卓上ﾜｰﾌﾟﾛ ﾋﾞﾃﾞｵﾃﾞｯｷ 石油ｽﾄｰﾌﾞ類 （その他） 毛布 衣装ｹｰｽ ｺﾞﾙﾌ用具 ｶﾞｽｺﾝﾛ ｸｰﾗｰﾎﾞｯｸｽ ｽｰﾂｹｰｽ ｽﾉｰﾀﾞﾝﾌﾟ 換気扇 ｷﾞﾀｰ 編み機 三輪車 波ﾄﾀﾝ(1枚) 波板(1枚)

備考

1　この表の処理手数料は、市の処理施設に占有者等及び事業者自らが持ち込む場合及び収集の申込みをした場合に限り徴収する。

2　処理手数料の総額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3　布（一辺40cmを超え、2m以下に限る。）及び木又は枝（直径3cm以上10cm未満かつ長さ30cm以上2m以下に限る。）の処理手数料は、クリーンセンターに占有者等自らが持ち込む場合に限り徴収する。

２．収集運搬業者

（１） 委託業者

《一般廃棄物》　（平成30年4月1日現在）

業　者　名		住　　所
福井区域	福井環境事業㈱	福井市角折町6－1
	福井市環境事業共同企業体	福井市角折町6－1
美山区域	㈲上田産業	福井市小宇坂島町5－11－1
越廼区域	㈲越前公益	福井県丹生郡越前町四ツ杉79－7－1
清水区域	㈱共和綜合建設	福井市片山町61－17
	丹生建設工業㈱	福井市甑谷町44－1
合　　計		

《資源物（ダンボール・紙製容器・紙パック）》　（平成30年4月1日現在）

業　者　名	住　　所
福井市古紙等リサイクル協同組合	福井市乾徳3－5－14

（２） 許可業者

《一般廃棄物の収集運搬》　（平成30年4月1日現在）

業 者 名	住　　所	営業区域	許可内容	備考
福井環境事業㈱	福井市角折町 6－1	福井市全域	ごみ・特定家電	
㈱相互環境公社	福井市角折町 6－1	〃	ごみ	
㈲宮下ビル管理	福井市角折町 6－1	福井区域	ごみ	
㈱クリンマスター	福井市上森田 1－309	福井市全域	ごみ・特定家電	
㈲北陸精巧舎	福井市江守中町 8－8－13	福井・美山・清水区域	ごみ	
ちきゅう未来㈱	福井市北四ツ居 2－13－3	福井市全域	草・木くず	
日本通運㈱福井支店	福井市重立町 22－1	〃	特定家電	
㈱ナック	越前市家久町 63－11－11	〃	木くず・剪定くず	
㈱北陸環境サービス	福井市白滝町 67－2	〃	木くず・草	
エス・イ・コンサル㈱	福井市西下野町 12－４	〃	刈草・剪定枝	
福井日通運輸㈱	福井市重立町 22－5	〃	特定家電	
㈲越前公益	越前町四ツ杉 79－7－1	越廼区域	ごみ・特定家電	
丹生建設工業㈱	福井市甑谷町 44－1	清水区域	ごみ	
㈱クリーン丹南	越前町下糸生 136－10	福井・清水区域	ごみ・特定家電	
㈱共和総合建設	福井市片山町 61－17	清水区域	ごみ	

業 者 名	住　　所	営業区域	許可内容	備考
公益センター㈱	鯖江市上鯖江 1－10－43	福井・越廼・清水区域	ごみ	
㈲ニュークリーン公社	越前町下糸生 132－4－5	福井市全域	ごみ・特定家電	
㈲上村商店	あわら市大溝 3－5－13	〃	特定家電	
㈲上田産業	福井市小宇坂島町 5－11－1	福井・美山区域	ごみ	
リサイクル・山澤	福井市八重巻町 31－33	福井市全域	特定家電	
㈱ピーディ	福井市若栄町 202	〃	特定家電	
㈱宇野組	福井市南宮地町 14－11	特定事業所	木くず・草	
㈲春江クリーン社	坂井市春江町針原 56－4－5	福井市全域	特定家電	
波寄造園土木㈱	福井市波寄町 37－82	〃	木くず・草	
㈱ビコー	福井市栂野町 20－10	〃	特定家電	
㈱アイシー物流	福井市寺前町 18－12	〃	特定家電	
社会福祉法人福井県セルプ	福井市光陽 2－3－22	特定事業所	ペットボトル	
台東運輸（株）	福井市上中町 25－8－1	福井市全域	特定家電	
㈱エコロジス	福井市二日市町 20－12	〃	木くず	
㈲コーフク商運	福井市徳光町 36－5	〃	特定家電	
㈱矢部商店	福井市南江守町 2－61－1	〃	魚腸骨残渣	
㈱増田喜	福井市乾徳 2－6－6	〃	ペットボトル	
㈱ミカド開発	福井市福 1－2603	〃	特定家電・草・剪定枝	
コパー㈱	越前市岩内町 30－2－18	〃	特定家電	
清水紙料㈱	福井市みのり 2－19－8	〃	ペットボトル	
池田金属㈱	福井市文京 7－23－26	〃	特定家電	
㈱福井環境開発	福井市下河北23－1	〃	特定家電	
その他運搬許可の市外搬入業者２３社				

《一般廃棄物の処分業》　　（平成30年4月1日現在）

業 者 名	住　　所	許可内容	処理方式
福井環境事業㈱	福井市角折町 6－1	食品生ごみ	車載型生ごみ処理装置 施設内攪拌方式
		プラスチック製 容器包装	選別・圧縮・梱包
ちきゅう未来㈱	福井市北四ツ居 2－13－3	木くず・草	破砕
エス・イ・コンサル㈱	福井市西下野町 12－4	剪定枝・草	破砕
㈱エコ・クリーン	福井市二日市町 20－12	プラスチック製 容器包装	破砕・固形燃料化
㈱エコシステム	福井市二日市町 20-12	木くず	破砕
㈱クリンマスター	福井市上森田 1－309	ペットボトル	選別・圧縮・梱包
㈱道端組	福井市長本町 209	コンクリート・ コンクリートブロック	破砕
㈱北陸環境サービス	福井市白滝町 67－2	可燃・不燃混合廃棄物・ガラスくず・瓦・タイルくず・コンクリートくず、その他建築廃材、動物の死体	選別・破砕・焼却 埋立
㈱増田喜	福井市乾徳 2－6－6	ペットボトル	圧縮・梱包
㈱深谷	福井市三ツ屋 2－207	コンクリートくず、アスファルトくず、金属くず（コンクリートに付着した金属）	破砕
清水紙料㈱	福井市みのり 2－19－8	ペットボトル	圧縮・梱包

３．清掃関係の法令及び例規

◎環境基本法（平成５年11月19日）

└循環型社会形成推進基本法（平成12年６月２日）

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日）

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年4月26日）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年６月16日）
- 特定家庭用機器再商品化法（平成10年６月５日）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年６月７日）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年７月12日）
- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成25年４月１日）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年５月31日）

◎ダイオキシン類対策特別措置法

- 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成８年６月28日）
- 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成８年９月27日）
- 福井市一般廃棄物処理手数料の減免に関する要綱（平成25年４月１日）
- 福井市指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規則（平成８年９月27日）
- 福井市指定ごみ袋の規格等に関する要綱（平成８年９月27日）
- 福井市あき地等の清掃保持に関する条例（昭和52年３月29日）
- 福井市あき地等の清掃保持に関する条例施行規則（昭和52年３月31日）
- 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成８年12月25日）
- 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則（平成９年６月16日）
- 福井市地域美化推進協力金交付要綱（平成27年４月１日）
- 福井市ごみステーション美化協力金交付要綱（平成27年４月１日）
- 福井市ごみステーション設置補助金交付要綱（平成27年４月１日）
- 福井市古紙等回収奨励金等交付要綱（平成３年４月１日）
- 福井市環境美化地区推進員設置要綱（昭和63年７月８日）
- 福井市ごみ集積所の設置に関する要綱（平成６年８月１日）
- 福井市資源回収拠点設置事業補助金交付要綱（平成17年４月１日）
- 集積所を設置する事業者の指定に関する要綱（平成17年４月１日）

・ 福井市不法投棄監視カメラの設置等に関する要綱（平成23年７月１日）
・ 福井市事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱（平成24年12月25日）
・ ふくい㊊エコ事業所認定要綱（平成24年12月12日）

４．廃棄物の分類

廃棄物体系図

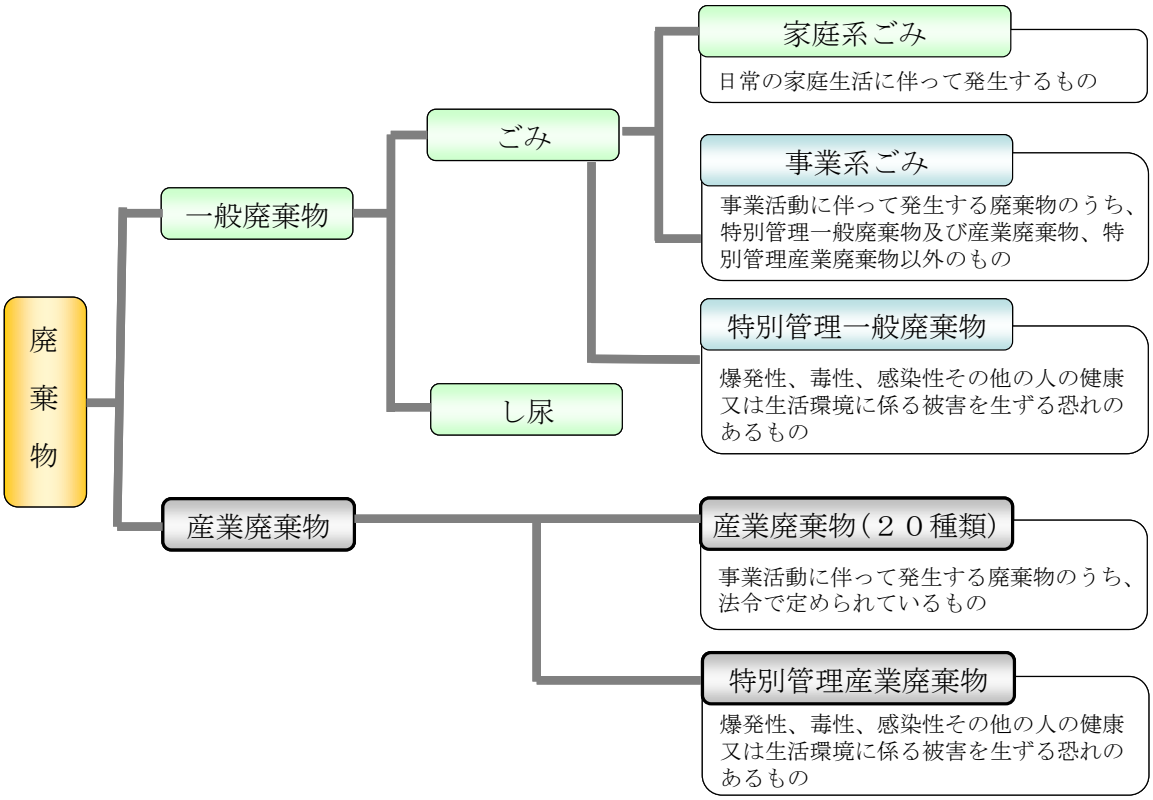

分類		種　　類	内　　容
一　般　廃　棄　物			ごみ、粗大ごみ、し尿及びし尿浄化槽に係る汚泥
特別管理一般廃棄物			ＰＣＢを使用した部品、ばいじん、感染性一般廃棄物
産業廃棄物	あらゆる事業活動に伴うもの	1.燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残渣
		2.汚　で　い	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、赤泥、炭酸カルシウムかすなど。
		3.廃　　油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ、硫酸ピッチ
		4.廃　　酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
		5.廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
		6.廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）
		7.ゴムくず	天然ゴムくず
		8.金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
		9.ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
		10.鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かすなど

分類		種　　類	内　　容
産業廃棄物		11.がれき類	工作物の新築、改築または除去にともなって生ずるコンクリートの破片、レンガの破片その他これに類する不要物
		12.ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
	特定の事業活動に伴うもの	13.紙 く ず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず
		14.木 く ず	建設業、木材又は木製品製造業(家具製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から生ずる木材片等並びに貨物の流通のために使用したパレットなど
		15.繊維くず	建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
		16.動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
		17.動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
		18.家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
		19.家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
		20.その他	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの
	特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい(引火点が 70℃未満)廃油
		廃酸・廃アルカリ	pH2.0 以下の酸性廃液、pH12.5 以上のアルカリ性廃液
		感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物(血液の付着した注射針、メス、採血管など)
		廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
		PCB 汚染物	PCB が染み込んだ汚泥、PCB が塗布若しくは染み込んだ紙くず、PCB が染み込んだ木くず、若しくは繊維くず、又は PCB が付着若しくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCB が付着した陶磁器くずやがれき類
		PCB 処理物	廃 PCB 等または PCB 汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
		廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の集じん施設で集められたものなど
		有害産業廃棄物	有害物質(水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2―トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、又はその化合物、ダイオキシン類)を基準値を超えて含む、汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど

５．福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画

この福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第６条に基づき策定したものである。また、本計画は、国の環境基本計画や循環型社会形成推進基本計画、福井県廃棄物処理計画、及び福井市総合計画や福井市環境基本計画と整合を図ることで、本市のごみ処理の方向性を定める基本方針となるものである。

○資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

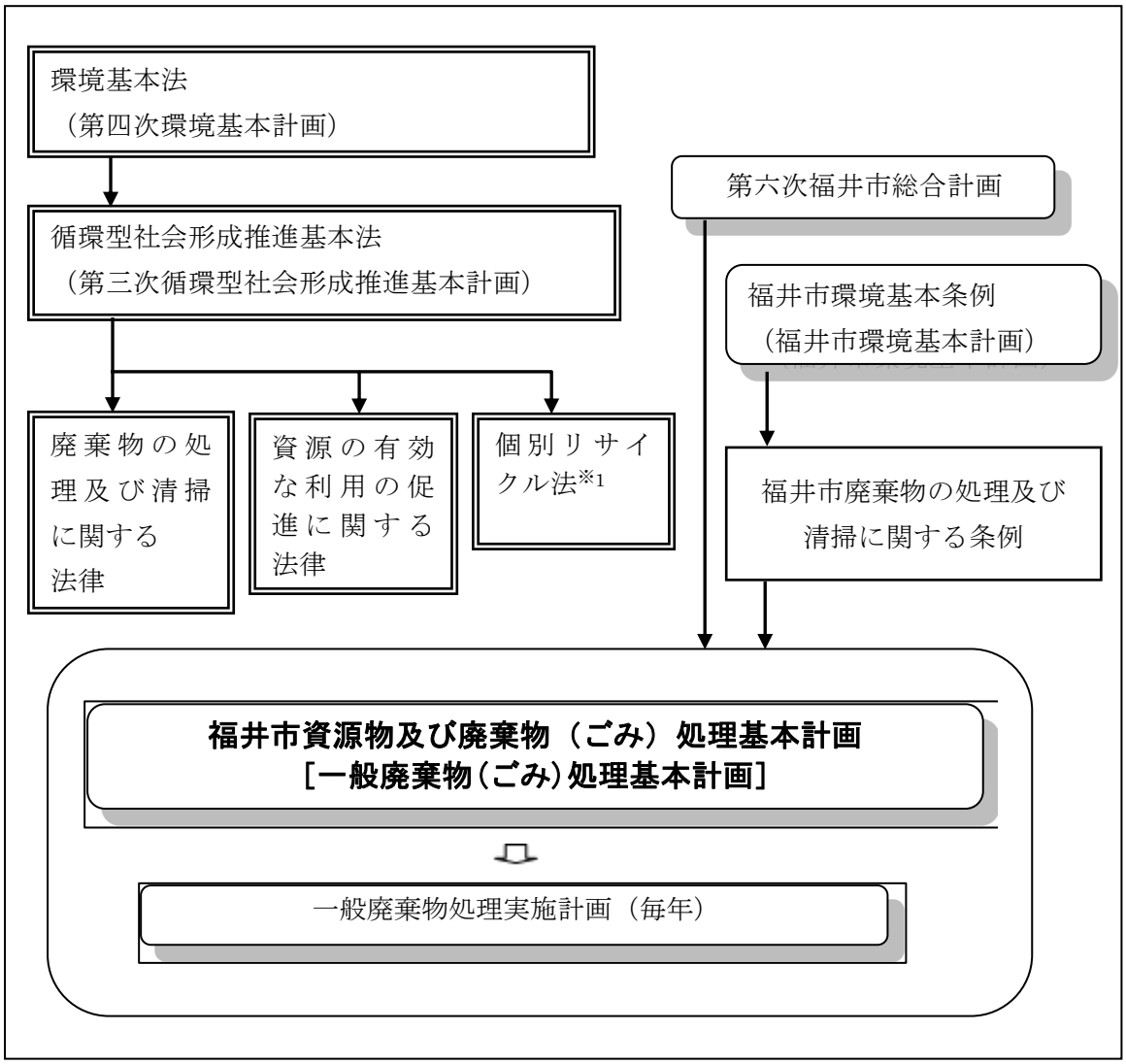

※１　個別リサイクル法（略称）：容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法

（１）基本計画の方針

「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」の排出量が減少しないことから、現在は行政が主体となって取組んでいる収集後の再生利用【リサイクル】の取組みに加え、今後は市民や事業者が自らごみとなるものの発生抑制【リデュース】の取組みや、不要になったものを必要としている人に譲りあうなどの再使用【リユース】の取組みを行うことにより廃棄物の発生を抑制し、ごみとして処分する量の削減を図る。さらに、本市においても平成２４年４月より、小型家電リサイクル法対象品目の回収に取組んでいるところで、我が国の資源の流れにおいては、今後、廃棄物を新たな国内資源として捉えることが必要となっていることから、今後こうした回収の取組みの拡大を図っていく。

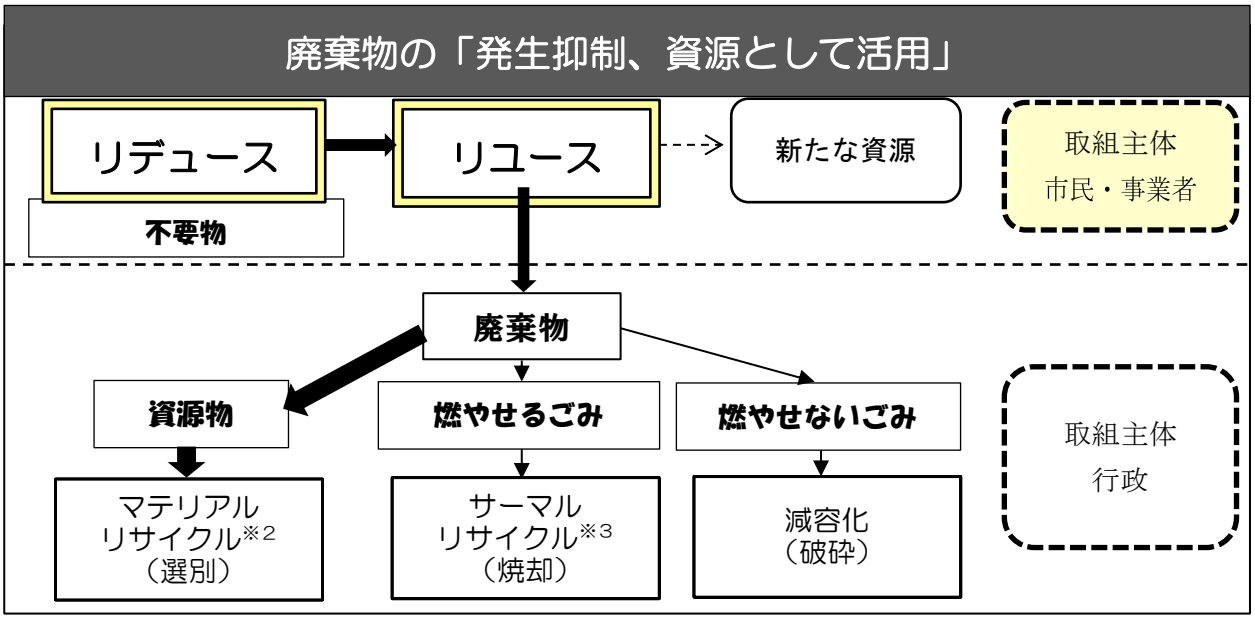

※２　ごみを原料として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことをさす。

※３　ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用すること。

（２）本市廃棄物を取り巻く課題

・区域により異なる処理体制・分別品目の検討

・家庭系廃棄物の分別徹底と減量化

・事業系一般廃棄物の減量化・資源化

・ごみ処理手数料の見直しの検討

・新たな廃棄物処理施設整備の検討

（３）基本目標

本計画の進捗状況を把握するため、基本目標及び進捗管理指標を設定する。また、本計画の期間を、前期（平成２６年度から平成３０年度）、中期（平成３１年度から平成３５年度）及び後期（平成３６年度から平成４０年度）に分け、期毎に取組みを検討することとし、数値については各期の進捗を踏まえ見直しを行う。

ごみ処理については、ごみの発生量が大きく影響することから、本計画の基本目標を、

「市民１人１日あたりの廃棄物（ごみ）排出量」

とする。

市民１人１日あたりの廃棄物（ごみ）排出量

９５８グラム　→　９００グラム（６％減量）

（平成 24 年度）　　（平成 30 年度目標）

（４）基本計画理念

第１節第２項の方向性の取組みを進めるため、市民や事業者が２Ｒ（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】）に主体的に取組めるよう、市は具体的な排出抑制のための取組みや、本市の廃棄物の現状を周知・広報するなどの支援に取組む。

また、２Ｒ（発生抑制、再使用）の取組みの後、家庭や事業所が分別排出する廃棄物については、「新たな資源（原料）」としてマテリアルリサイクル（材料リサイクル）することとし、マテリアルリサイクルが困難な廃棄物については、廃棄物発電の燃料としてサーマルリサイクル（熱回収）に取組むことで、廃棄物を資源として最大限活用することとし、本基本計画の理念（テーマ）を次のとおりとする。

「おとましい」を「行動」へ

※「おとましい」とは、福井弁で「もったいない」という意味。

（５）取組みの方向性

第２章第６節における課題を解決し、前節第１項で示した目標値の達成を図るため、次の７つの方向性による取組みを推進する。

① 市民が２Ｒに取組むための意識啓発及び排出知識の周知

市民が自ら、発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】に取組めるよう、積極的な情報発信や、わかりやすい広報・啓発を図る

また、環境美化地区推進員と連携しごみ減量の周知を図る。

② 資源物を分別排出できる機会の提供

市民が分別した資源物を、収集曜日に関係なく排出できるよう、資源物回収拠点の拡充を図る。

③ 事業者等が排出抑制に取組むための仕組みづくり

廃棄物を多量に排出する事業所が計画的に排出抑制に取組めるよう、排出計画書作成の支援を行うとともに、ごみ処理手数料の見直しについて検討を行う。

④ 許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制

事業所が、紙類等の資源物の排出抑制に取組めるよう、収集運搬許可事業者と連携した排出指導体制づくりを図る。

⑤ 市民団体や民間事業者等が取組む資源化の支援

廃棄物を新たな資源として活用に取組む市民団体や事業者を支援する。

⑥ 分別品目及び処理体制の統一に向けた検討

分別品目及び処理体制の統一を図れるよう、関係団体等との協議を行う。

⑦ 現有施設の維持管理と新たな処理施設等の検討

災害に強い処理体制、また処理廃棄物の更なる活用が図れるよう、新たな処理施設等の検討を行う。

（６）具体的な取組

	前期 （H26～H30）	中期 （H31～H35）	後期 （H36～H40）
①市民が2Rに取組むための意識啓発及び排出知識の周知			
■ 地球環境の現状及び本市廃棄物の現状の広報	→	→	→
■ 市民・事業者への啓発・働きかけの実施	→	→	→
■ 家庭系廃棄物手数料の見直し	→		
②資源物を分別排出できる機会の提供			
■ 回収拠点整備計画の作成	→	→	
■ 古紙類の分別排出の推進	→	→	→
■ 新たな分別区分の導入等の検討	→	→	→
③事業者等が排出抑制に取組むための仕組みづくり			
■ 事業所の3R意識の醸成	→	→	→
■ 事業系廃棄物手数料の見直し	→		
④許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制			
■ 事業所排出情報の市への提供	→	→	→
■ 許可事業者との連携による排出事業所指導	→	→	→
■ 機密を含む古紙等処理の仕組みづくり	→		
■ 事業系廃棄物手数料の見直し（再掲）	→		
⑤市民団体や民間事業者等が取組む資源化の支援			
■ 新たな資源化に取組む市民団体や事業者等の支援制度の検討	→		
■ 事業者の自主回収の場設置支援の検討	→		
⑥分別品目及び処理体制の統一に向けた検討			
■ 現行分別区分、内容の整理	→		
■ 本市処理体制の検討	→		
⑦現有施設の維持管理と新たな処理施設等の検討			
■ 現有施設の維持管理	→	→	→
■ 新たな焼却施設の検討	→	→	→
■ 最終処分場設置の検討	→	→	

（７）進捗管理指標及び達成水準

この基本計画の確実な推進を図るため、進捗管理指標及び達成水準を設定する。なお、前期における重点取組としては、２Ｒの推進と、第１節第３項の組成における資源物についての分別排出の徹底に取組むこととする。

○進捗管理指標及び達成水準

管理指標	考え方	算出方法・項目	平成 24 年度 実績値	平成 29 度 現状値	平成 30 年度 達成水準
①啓発説明会の開催地区数	市による啓発活動の普及状況	開催地区数	12 地区	15 地区	48 地区
②燃やせるごみの水分率	家庭ごみ等の水切り状況の把握	水分率	48.2%	48.6%	45%
③家庭系排出物調査における資源物の混入率	分別意識の把握	燃やせるごみへの資源物混入率	32.4%	23.2%	27%
		燃やせないごみへの資源物混入率	42.0%	23.7%	35%
④資源物回収拠点の数	マテリアルリサイクル推進状況	回収拠点数	民間：９か所 公共：１か所	民間：５か所 公共：６か所	15 カ所
⑤資源物の総量と資源化率	マテリアルリサイクルの状況	資源物総量	14,586 トン	11,127 トン	17,000 トン
⑥廃棄物処理計画書作成事業所数	事業所の３Ｒ取組み状況の把握	計画書作成事業所数	14 事業所	15 事業所	30 事業所
⑦最終処分量	リデュース等取組み状況の把握	市最終処分量	8,933 トン	8,181 トン	8,000 トン

６．一般廃棄物処理実施計画

１　実施期間

平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで

２　実施区域

実施区域は、福井市の全区域（以下「福井市全域」という。）を対象とする。ただし、収集運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画においては、平成１８年２月１日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における福井市及び美山町の区域（以下「福井・美山区域」という。）、並びに越廼村及び清水町の区域（以下「越廼・清水区域」という。）ごとに定める。

３　計画（目標）処理量

（単位：トン）

家庭系資源物	行政回収	プラスチック製容器包装	2,100
		びん類	1,150
		缶	370
		ペットボトル	240
		ダンボール・紙製容器・紙パック	800
		その他資源物（乾電池、スプレー缶、蛍光灯、新聞紙、雑誌及び小型家電）	170
		家庭系資源物（行政回収）　小計【A】	4,830
	中間処理後資源化物【B】		1,800
	集団資源回収（新聞紙、雑誌及び紙パック）【C】		5,300
	小計		11,930
家庭系廃棄物	燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみ		42,020
	燃やせないごみ及び燃やせない粗大ごみ		8,720
	小計【D】		50,740
事業系廃棄物	燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみ		28,900
	燃やせないごみ及び燃やせない粗大ごみ		2,330
	小計【E】		31,230
合計　【A】+【C】+【D】+【E】			92,100
１人１日あたりのごみ排出量　（【A】+【D】+【E】）÷人口÷日数（単位　グラム）			900

4　発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】及び再生利用【リサイクル】の推進に係る取組

ア　市民が２Ｒ（発生抑制【リデュース】及び再使用【リユース】をいう。）に取り組むための意識啓発及び排出知識の周知

(ｱ)地球環境の現状及び本市廃棄物の現状の広報

ⅰ市職員、ＮＰＯ、環境美化地区推進員等による学習会及び研修会の実施

ⅱ市政広報等による廃棄物の現状及び２Ｒ取組事例等の広報啓発

ⅲ学校と連携した児童・生徒・学生等を対象とした学習会の実施

ⅳ廃棄物減量等推進会議の開催

ⅴ環境美化地区推進員を対象とした研修会の開催

(ｲ)市民及び事業者への啓発及び働きかけの実施

ⅰ市民が簡単に出来る減量行動の周知

ⅱ食品廃棄物減量の周知（使いきり、食べきり、水きりの推進）

ⅲ消費者団体等と連携した、レジ袋無料配布中止の継続及び容器包装簡素化への事業者への働きかけの実施

ⅳリユース（リサイクル）ショップ情報の調査及び地図の作成

ⅴ市民及び事業者のエコ活動（取組）の広報

(ｳ)家庭系廃棄物手数料の見直し

他市町村の家庭系廃棄物手数料についての調査

イ　資源物を分別排出できる機会の提供

(ｱ)回収拠点整備計画の作成

ⅰ回収拠点のあり方の検討

ⅱわけるば及び使用済小型電子機器等の回収拠点の設置

(ｲ)古紙類の分別排出の推進

ⅰ集団資源回収及び店頭回収の広報及び啓発

ⅱ雑がみ分別回収の促進

ⅲ雑がみ回収袋の配布

ⅳ古紙類回収推進事業の実施

(ｳ)新たな分別区分の導入等の検討

古布及び古着の資源化に向けた検討

ウ　事業者等が排出抑制に取り組むための仕組みづくり

(ｱ)事業所の３Ｒ（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】及び再生利用【リサイクル】をいう。）意識の醸成

ⅰ多量排出事業所３Ｒ推進計画制度の推進（２９年度結果及び３０年度計画についての事業所ヒアリング）及び課題の検討

ⅱふくい優エコ事業所（エコショップ・エコオフィス）の認定制度の推進

ⅲ資源化を行っている処理事業者の排出事業者への広報（周知）

ⅳ事業系ごみの家庭ごみ袋による排出の防止及び産業廃棄物の混入の防止の指導の強化

(ｲ)事業系廃棄物手数料の見直し

他市町村の現状把握等、適正な手数料のあり方についての検討

エ　許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制

(ｱ)事業所排出情報の市への提供

収集･運搬許可業者の取引先情報の市への報告

(ｲ)許可事業者との連携による排出事業所指導

ⅰクリーンセンターでの監視強化及び許可事業者との情報共有

ⅱクリーンセンターへの古紙類搬入制限に向けた情報収集

(ｳ)機密を含む古紙類資源化の仕組みづくり

ⅰ他市町村の事例の調査

ⅱ機密書類の資源化可能業者の把握

ⅲ市役所内部の書類のクリーンセンターへの搬入禁止

オ　市民団体、民間事業者等が取り組む資源化の支援

(ｱ)新たな資源化に取り組む市民団体、事業者の支援制度の検討

事業者を対象とした支援制度の調査

(ｲ)事業者の自主回収の場の設置支援の検討

ⅰ資源回収協力店制度の他市町村事例の把握

ⅱ市内自主回収の場の調査

カ　現有施設の維持管理及び新たな処理施設等の検討

(ｱ)現有施設の維持管理

ⅰクリーンセンターの維持管理

ⅱ収集資源センターの維持管理

(ｲ)新たな処理施設の検討

新ごみ処理施設整備検討基本計画の策定（平成３０年～３１年度）

5　分別排出の方法

分別排出の方法は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th>区域</th><th>方法</th></tr>
<tr><td rowspan="11">資源物</td><td colspan="2">プラスチック製容器包装</td><td>福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成８年福井市規則第２９号。以下「規則」という。）に定める指定袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">びん類</td><td>色別に分類し、集積所に設置される容器に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶類</td><td rowspan="2">透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダンボール・紙製容器</td><td rowspan="2">1メートル角までの大きさに折りたたみ紙ひもで十字に縛り、又は紙袋に入れ紙ひもで十字に縛り、集積所に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">紙パック</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td>透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スプレー缶</td><td>福井・美山区域</td><td>中身を排出し穴をあけ、透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>中身を排出し穴をあけ、集積所に設置される容器に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光灯</td><td>集積所に設置される容器に排出</td></tr>
</table>

種類	区域	方法
燃やせるごみ		規則に定める指定袋を使用し、集積所に排出
燃やせないごみ	福井・美山区域	
	越廼・清水区域	集積所に設置される容器に排出

6　収集・運搬その他の回収の計画

ア　家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬

家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬の方法は、次のとおりとする。

種類		区域	収集方法	収集回数※	運搬先
資源物	プラスチック製容器包装		委託	週１回	民間事業者
	びん類			月１回	
	缶類		市・委託	月２回	
	ペットボトル		委託	月１回	
	ダンボール・紙製容器				
	紙パック				
	乾電池				広域圏（福井坂井地区広域市町村圏事務組合。以下同じ。）
	スプレー缶	福井・美山区域		月２回	広域圏
		越廼・清水区域			鯖江広域（鯖江広域衛生施設組合をいう。以下同じ。）
	蛍光灯	福井・美山区域		年６回	広域圏
		越廼・清水区域		月１回	鯖江広域
やせるごみ		福井・美山区域	市・委託	週２回	クリーンセンター（福井市クリーンセンター。以下同じ。）
		越廼・清水区域	委託		鯖江広域
燃やせないごみ		福井・美山区域		月２回	広域圏
		越廼・清水区域			鯖江広域
燃やせる粗大ごみ			市	申込制	収集資源センター
燃やせない粗大ごみ					
犬・猫等の死体			委託		クリーンセンター（一部、民間事業者）

※一部の地域で、例外あり

イ　事業系廃棄物の収集・運搬

事業系廃棄物の収集・運搬の方法は次のとおりとする。ただし、おおむね１か月に２５０キログラム以下のごみを排出する事業者であって、ごみを排出しようとする集積所の管理者の許可を受けたものの事業系廃棄物については、アの家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬の方法による。

種類	区域	収集の方法	運搬先
燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ	福井・美山区域	当該区域の当該種類のごみを収集・運搬する許可を受けた業者	クリーンセンター
	越廼・清水区域		鯖江広域
燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ	福井・美山区域		広域圏
	越廼・清水区域		鯖江広域

ウ　その他の回収

占有者等（福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成８年福井市条例第１９号。以下「条例」という。）第１７条に規定する占有者等をいう。）は、家庭系資源物及び廃棄物のうち、次の種類の資源物及び廃棄物を次の施設に持ち込むことができる。

種類		区域	持込先
資源物	プラスチック製容器包装		わけるば※１
	びん類		わけるば及び収集資源センター
	缶類		
	ペットボトル		
	新聞・チラシ・雑誌・雑紙		
	ダンボール・紙製容器		
	紙パック		
	小型家電		福井市役所本庁舎、美山総合支所、越廼総合支所、清水総合支所、収集資源センター及びクリーンセンター及び回収拠点※２
	乾電池		わけるば及び収集資源センター
	スプレー缶		
	蛍光灯		
燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ		福井・美山区域	クリーンセンター
		越廼・清水区域	鯖江広域
燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ		福井・美山区域	広域圏
		越廼・清水区域	鯖江広域
犬・猫等の死体			クリーンセンター

※１　福井環境事業株式会社二日市リサイクルセンター（二日市町１９号８番地）及び株式会社増田喜（西開発４丁目６２１番地）をいう。

※２　福井県民生活協同組合ハーツ羽水店（木田３丁目２８０２番地）、ハーツ学園店（学園２丁目９番２２号）及びハーツ志比口店（志比口２丁目１１番１３号）をいう。

7　中間処理並びに再商品化及び最終処分の計画

ごみ種類別の中間処理の方法、中間処理の主体、再商品化及び最終処分の方法並びに処理区域については、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">種　　類</th><th colspan="2">中間処理</th><th colspan="2">再商品化・最終処分</th></tr>
<tr><th>方　法</th><th>主　体</th><th>方　法</th><th>主　体</th></tr>
<tr><td rowspan="14">資源物</td><td colspan="2">プラスチック製容器包装</td><td>選別・圧縮・梱包（委託）</td><td rowspan="9">民間事業者</td><td>再商品化（委託）</td><td>指定法人※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">びん類</td><td>青・黒</td><td rowspan="2">選別（委託）</td><td rowspan="8">再商品化（売却）</td><td rowspan="13">民間事業者</td></tr>
<tr><td>白・茶・生きびん</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶類</td><td>選別・圧縮（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>選別・圧縮・梱包（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">新聞・チラシ・雑誌・雑紙</td><td rowspan="3">圧縮・梱包（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダンボール・紙製容器</td></tr>
<tr><td colspan="2">紙パック</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型家電</td><td>選別・破砕（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td rowspan="5">選別</td><td>広域圏</td><td rowspan="5">再商品化（委託）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スプレー缶</td><td>福井・美山区域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>広域圏</td></tr>
<tr><td rowspan="2">蛍光灯</td><td>福井・美山区域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ</td><td>福井・美山区域</td><td rowspan="2">焼却・破砕</td><td>クリーンセンター</td><td rowspan="4">埋立て</td><td>民間事業者</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ</td><td>福井・美山区域</td><td rowspan="2">破砕・焼却</td><td>広域圏</td><td>広域圏</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td colspan="3">犬・猫等の死体</td><td>焼却</td><td>クリーンセンター</td><td>埋立て</td><td>民間事業者</td></tr>
</table>

※　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第１１２号）第２１条第１項の規定により指定された法人をいう。

8　適正処理困難物等の処理

次の排出物については、市長の指示に従い、排出者の責任において自らが適正に処理する。

ア　条例第２０条第１項の規定により市長が指定する適正処理困難物

(ｱ) 特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）第２条第４項の特定家庭用機器

(ｲ) パーソナルコンピューター

(ｳ) 自動車

(ｴ) 自動二輪車

(ｵ) 消火器

(ｶ) 金庫

(ｷ) コンクリートブロック、瓦、タイルその他がれき類

(ｸ) 建築廃材

(ｹ) 鉛蓄電池及び二次電池

(ｺ) ガスボンベ（カートリッジ式を除く。）

(ｻ) ピアノ

(ｼ) 直径１０センチメートル以上又は長さ２メートル以上の木くずその他の燃やせる粗大ごみ

(ｽ) その他各処理施設で処理できないもの

イ　条例第２２条第１項第７号に規定する市長が別に定める排出禁止物

アに掲げる適正処理困難物

9　許可業者による収集運搬計画

一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業の許可方針については、ごみの排出量等を勘案すると既存の許可業者の持つ能力で適正に処理できることから、現行の体制を維持する。ただし、特定家電、木くず等ごみの資源化が確実に実施される場合は、ごみの種類を限定して新規の許可を行う。

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可業者、許可区域及び限定項目については次のとおりとする。

（省略…４７ページ収集運搬業許可業者一覧参照）

１０　許可業者による処分計画

一般廃棄物（ごみ）処分業の許可方針については、現行の処理体制での処理を基本とするため新規の許可は行わない。ただし、ごみの資源化を目的とする場合又は適正処理困難物を処理する場合は、ごみの種類を限定して許可を行う。

処分業の許可業者、取扱う一般廃棄物の種類及び処理方式については次のとおりとする。

（省略…４９ページ処分業許可業者一覧参照）

１１　他市町村からの一般廃棄物（ごみ）の受け入れ

他市町村で発生した一般廃棄物（ごみ）を本市の一般廃棄物処理施設で処理する場合（ただし、他市町村がその事務として一般廃棄物の処理を委託する場合を除く。）には、本市は他市町村と事前協議を行い、本市と他市町村のそれぞれの一般廃棄物処理計画の調和が確保される場合に限り、本市へのごみの搬入を認める。

収集運搬業者	処分業者・施設名	内容	市町村
福井環境事業㈱	福井環境事業㈱ 有機センター	食品廃棄物（堆肥化）	坂井市・鯖江市
鯖江広域衛生施設組合が認めた業者	㈱深谷	コンクリートくず、アスファルトくず、金属くず（コンクリートに付着した金属）	鯖江市・越前町

7．清掃行政の歩み

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
明治 22 年	4/1　市制施行 （4.43k ㎡、人口 39,863 人） 第二科衛生係として発足		
33 年	「汚物掃除法」	明里焼却場建設	
34 年	春・秋両季の大掃除開始		
35 年	第二科汚物掃除係と改称 汚物掃除法に基づく清掃監視事務開始 掃除監督長（助役兼掌）1 名 掃除監督　1 名 掃除巡視　4 名		公衆便所　48 ヶ所
36 年			公衆便所 50 ヶ所 糞尿汲取掃除請負者 32 名
37 年			公衆便所 50 ヵ所（常人夫 2 名）
38 年		汚物塵芥採取焼却請負制度発足	
大正 6 年	掃除監督長、技師兼掌に変更		
8 年		乾徳埋立地使用開始 （2,000 坪 昭和 28 年 4 月埋立完了）	
9 年	掃除監督長、第二課長兼掌に変更	汚物埋立地 4 ヵ所使用中	
12 年	掃除監督長、衛生課長兼掌に変更		
13 年		中野本山裏埋立地使用開始 （600 坪 昭和 4 年 8 月埋立完了）	
昭和 8 年		秋季大演習のため 8～11 月、臨時ﾄﾗｯｸ 1 台増発	
9 年		荷車 10 台（人夫 10 人）、馬車 4 台（人夫 8 人）、ﾄﾗｯｸ 1 台（運転手 1 人、人夫 3 人）、各 1 日 5～6 回収集。 1 日平均 9,300 貫収集 （内 3,000 貫焼却、6,300 貫埋立）	
12 年		10 月　上北野焼却場竣工 岩本式固定炉　公称 37.5t/日 実績 30 t/日	
14 年	自動車 4 台＝人夫 12 人（日給 1 円 35 銭）、荷車 8 台＝人夫 8 人（日給 1 円 9 銭～1 円 25 銭）、河川掃除＝人夫 3 人（日給 1 円 30 銭）。 一般家庭の収集は 4 区域に分け、5 月～11 月は 7 日間に 1 回、12 月～3 月は 10 日間に 1 回収集。 区域一周を 6 日以内に完了したときは残りを有給休暇とした（例えば 6 日で完了したときは 1 日を有給休暇とする）。		私設組合（し尿汲取組合）で収集。 普通自動車 1 台（冬期間のみ使用） 小型自動車 4 台 荷車 18 台 汲取料金 4 月～11 月　1 荷 12 銭 12 月～ 3 月　1 荷 15 銭 降雪期　1 荷 45 銭～1 円 汲 取　8,000 戸 農家が汲取る　2,000 戸

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	自動車は請負制度で1日1台(運転手1人、人夫3人)16円。 市場等大量排出業態者は毎日1回収集。		純農家　1,300戸
16年		5月　志比口埋立地使用開始 (200坪、昭和21年6月完了)	
17年		業態者ごみ収集手数料(33件) 年額最高150円～ 最低3円 年額合計　723円 (寄付形式により納付)	汲取10,550戸(43,475人) 汲取料金　4～10月 1荷 20銭 11～ 3月 1荷 25銭 降雪期　1荷 1円20銭位 小型自動車　4台　荷車 23台
18年		2月　御幸町埋立地使用開始 (300坪、昭和23年5月完了) 福井日通から中古ﾄﾗｯｸ1台寄贈。 戦時下でｶﾞｿﾘﾝと人夫不足のため25の連合町内会11区とし、11日間で1周。各町内会を督励し、空地にｺﾞﾐを集積させ自動車または馬車で収集したが、成績はきわめて良好であった。 (それまで1周に15～20日を要した。)	
19年	**4/1　福井市し尿取扱手数料条例、同施行規則施行** 汲取を4月1日より市営とし、業務を株式会社福井衛生組合に委託 (し尿予算　51,745円)	収集車両 直営自動車　2台 請負馬車　6台 直営 人夫　定員11名を採用7名	**条例による新料金** 1樽(2斗5升)につき50銭以内 第1種券(白) 3月～11月 1樽につき10銭 第2種券(青) 12月～2月 1樽につき23銭 第3種券(赤) 臨時汲取 1樽につき40銭 汲取車両　小型自動車　6台 荷 車　40台
20年	7/19　空襲により市街地の90%焼失 (ごみ収集車2台とも焼失のため、雑芥･厨芥･し尿とも収集業務を一時中止)	戦災前　総世帯数　24,327世帯 収集世帯数　20,000世帯 戦災後　総世帯数　約10,000世帯 収集世帯数　約2,000世帯 掃除監督　定員 1名 採用 1名 掃除監督補定員 5名 採用 3名 掃除人夫　定員11名 採用 3名	公衆便所21ヵ所のうち、9箇所罹災
21年		7月　現順化小横の埋立地使用開始 (800坪、昭和22年5月完了)	
22年		3月　有楽町埋立地使用開始 (100坪、昭和24年10月完了) 8月　小山谷埋立地使用開始 (200坪、昭和26年2月完了)	
23年	**6/28　福井大地震** 上北野焼却炉全壊 (10月再建)	1月　現高志高前の埋立地使用開始	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	明里焼却場倒壊（10月再建） （再建までの間は野天焼却）	（400坪、昭和25年4月完了） 地震後の火災のためごみ収集車3台のうち、2台焼失(1台はﾊｷﾞﾚﾔ店員が運転し、中央公園に持ち出し無事)	
24年		ごみ収集車4台購入	
25年	予算　　4,186,600円	業態者厨芥毎日収集開始 （800戸、牛車4台） ごみ収集車両、自動車5台、牛車6台、手車8台、ﾘﾔｶｰ5台、(内自動車 1 台は危険物と大型ごみ収集) 3月　幾久町埋立地使用開始 （80坪、昭和26年3月完了）	4月　福井衛生社として汲取業務開始
26年	5月　上北野焼却場焼失 10月　再建	農村部落へ危険物投入容器(ｺﾝｸﾘｰﾄ製) 10個設置	
28年	**4/1　福井市塵芥処理条例（条例第11号）施行**	ごみ排出量1日約60ﾄﾝ 収集人口 98,815人 世　帯　21,070世帯	
29年	**汚物掃除法廃止** **7/1　清掃法（法律第72号）施行** **11/8 福井市清掃条例（条例第18号）、同施行規則（規則第22号）施行**	3月　南江守埋立地使用開始 （4,000坪、昭和37年5月完了）	2月 合資会社福井衛生社と改称
30年	厨芥車を機械車化(2t 車購入)		
31年		3月　河増町埋立地使用開始 （150坪、昭和34年6月完了） 4月　町屋松原病院裏埋立開始 （200坪、昭和34年1月完了）	6月　合資会社福井市衛生社と北陸清掃社が合併合資会社福井衛生社とした。 6月　相互衛生社として汲取業務開始
32年	予算　17,741,200円 大型ﾄﾗｯｸ(4t 車)購入	専任職員 10 名、労務者 42 名(内、臨時19名) 他にごみ収集請負 1 名、労務者 6 名、ごみ焼却請負2名、労務者8名	7月　山一衛生社として汲取業務開始 **12/27　境処理場（公共下水道終末処理場の汚泥処理施設）へし尿投入開始** 投入料補助金制発足
33年	予算　19,448,100円	1日の作業量 収集　直営54t、請負9t 側溝・下水清掃　432 kg 河川清掃　1,051 kg 街路清掃　102 kg ※直営と請負で市中を 8 区に分け自動車(4t…7 台、1t…2 台)、牛車	公衆便所　19ヵ所 し尿収集・運搬は許可制3社 (福井、相互、山一) 3月　合資会社福井衛生社と福井清掃社が合併。有限会社 福井衛生社と改称

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		6台、荷車10台(内厨芥収集6台、街路清掃4台)で収集	
34年	9/15　部制を実施。厚生部衛生課となる。	車両　自動車(4t…7台、1t…3台) 牛車6台、荷車7台、 作業員60名(監督、運転手を含む) ごみ収集世帯・人口 直営 17,761世帯　78,214人 請負　6,095世帯　24,560人	・し尿汲取 22,000世帯 100,000人
35年	上北野焼却場一部焼失、鉄骨上屋にて再建 11月　南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉着工	専任職員16名、労務者51名、(内臨時10名) 他にごみ焼却請負者2名、労務者8名	
36年	5月　南江守ｾﾝﾀｰを収集車両基地として使用開始 10/18 南江守ｾﾝﾀｰ竣工 三和動熱逆送式自動焼却炉(20t/8h×2) ・明里焼却場(15t/日)および牛車6台廃止	2月　寺前町埋立地使用開始 (100坪、昭和37年5月完了) 4/1　汚物(ごみ)取扱業の許可	
37年	11/1　機構改革で衛生課より分離、清掃課となる。 厚生部―本庁(庶務・業務) 清掃課―清掃ｾﾝﾀｰ(収集・焼却)	6月　灯明寺六方池埋立開始 (300坪、昭和38年4月完了) 6月　若杉町埋立地使用開始 (50坪、昭和39年1月完了)	公衆便所17ヶ所(女子清掃員1名で毎日清掃)
38年	4月　福井市清掃条例一部改正 10/1　衛生課と改称	3月　城之橋下町埋立開始 (200坪、昭和39年10月完了) **4/1　一般家庭のごみ収集手数料賦課開始**	
39年		4/1　収集業務の一部を福井衛生社に委託 11月　上北野荒川廃川埋立開始 (4,000坪、昭和41年5月完了)	
40年	全職員数　1,673人 環境衛生課職員　89人 本庁　11人 清掃ｾﾝﾀｰ　78人	収集方法　混合で各戸収集 (中心街週2回、その他週1回、農村地区の一部で不燃物のみ月1回収集) 4月　渡団地埋立地使用開始 (300坪、昭和40年10月完了) 5月　足羽山埋立地使用開始 (500坪、昭和40年11月完了)	
41年		3月　今市江端川廃川埋立開始 (1,500坪、昭和42年4月完了) **8/1　市街地区のﾃｽﾄ地区5カ所(計2,110世帯)で袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式による週1回定曜日収**	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		集実施 **12 月　同地区の一般家庭のごみ収集手数料を免除**	
42 年	4/ 1　清掃課と改称 7/30　吉田郡森田町を併合、同時に九頭竜環境衛生施設組合（坂井郡春江町、丸岡町と森田との一部事務組合）の事務局を清掃課内へ設置 ※九頭竜焼却場 昭和 39 年 12 月竣工 固定炉（10t／日×2 炉）	袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式実施のため各備えつけのｺﾝｸﾘｰﾄ製ごみ箱の撤去開始（申込により 1 個 300 円で買上げ） 4 月　袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式による第 2 回ﾃｽﾄ（12,200 世帯）実施、同時に一般家庭のごみ収集手数料を免除 6 月　大島町江端川廃川埋立開始（4,000 坪、昭和 44 年 11 月完了） 8 月　第 2 回ﾃｽﾄ地区のうち成績良好な地区（1,060 世帯）を対象とし、週 2 回定曜日収集実施 9 月　第 3 回ﾃｽﾄ（3,000 世帯）実施し、同時に手数料免除	許可 3 社（補助金 1,300,000 円） 汲取世帯　　24,000 世帯 汲取手数料　（18 ﾘｯﾄﾙにつき） 4～11 月 −15 円、 12～ 3 月 −20 円 5 月　川西衛生社として汲取業務開始 （営業範囲は清掃法による特別清掃区域外）
43 年	4 月　福井市清掃条例一部改正 第 23 回国民体育大会実施（夏・秋） **11/1　清掃事務所と改称**	**4 月　全収集地区一斉（可燃物週 2 回、不燃物週 1 回）に袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式による定曜日収集実施。同時に一般家庭の収集手数料全廃　粗大ごみ有料化。** 5 月　東山埋立地使用開始 7 月　夏季早朝収集実施（7/15～10/5） ・ｺﾝｸﾘｰﾄ製ごみ箱を 8 月までに 1,500 個撤去。越前海岸鮎川沖に沈め、漁礁に活用	12/1　し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 28 円
44 年	3/24　「衛生安全都市」宣言	4 月　農村地区の可燃物週 1 回収集区域拡大（約 350 所帯） 7 月　特掃地域とその周辺の不燃物収集を 2 週 1 回から毎週 1 回に改善（可燃物は従来と同じく週 2 回） 7 月　南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉を 3 直制（24 時間稼働）とした。 ・夏季早朝収集実施（7/14～9/13）	7 月　川西衛生社に汲取し尿の処理場搬入許可
45 年	**11 月　東山ｾﾝﾀｰ焼却炉起工式** **12 月　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布**	4 月　農村地区の不燃物週 1 回収集区域拡大（約 800 世帯） 6 月　周辺団地の収集開始（約 200 世帯） 7 月　夏季早朝収集実施（7/13～9/5） 9 月　農村地区の可燃物週 1 回収集区域拡大	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		(約 200 世帯) 10 月 周辺地区収集拡大(約 100 世帯) 農村地区の可燃物週 1 回収集区域拡大 (約 70 世帯)	
46 年	9/1 足羽郡足羽町を合併 ・建設中の東山ｾﾝﾀｰ要員決定 清掃事務所 ┬ 本 庁 (庶務・業務) ├ 南江守ｾﾝﾀｰ └ 東山ｾﾝﾀｰ 9 月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行	**夏季早朝収集を本年度より中止** 4 月 川西・殿下・国見等の不燃物月 1 回収集開始 (約 3,000 世帯) 魚商を除く業態者厨芥収集を福井衛生社に委託 5 月 周辺地区等の収集拡大(約 2,000 世帯) 9 月 魚商厨芥収集を福井衛生社に追加委託 12 月 足羽支所管内の不燃物月 1 回収集開始 (約 3,000 世帯)	4 月 公衆便所清掃を福井衛生社に委託
47 年	1/21 東山ｾﾝﾀｰ焼却炉試験焼却開始 3/31 東山ｾﾝﾀｰ焼却場完成 (4 月 1 日から正式稼働) 4/1 廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 9/1 上北野焼却場老朽化と周辺市街化のため受入停止 10/1 機構改革により清掃事務所を 1 課 2 場とした。 清掃事務所 ┬ 業務課 ├ 南江守ｾﾝﾀｰ └ 東山ｾﾝﾀｰ	南江守ｾﾝﾀｰ3 直制廃止 1/20 まで 3 直制 2/23 まで 2 直制 2/24 から 1 直制 4/1 産廃受入規制、一般と併せて処理する ・産廃告示 (もえがら、紙くず、金属くず、ｶﾞﾗｽくず) ・一廃の処理を要しない区域告示 12 町(川西 11、殿下 1) 4 月 川西地区等の可燃性ごみの収集開始 12/11 東山ｾﾝﾀｰ焼却場 2 直制実施	4 月 川西衛生社を許可業者に認可 (許可業者数 4 社となる)
48 年	3/31 上北野焼却場廃止 3 月 福井坂井地区広域市町村圏の破砕機機工 (栗本鉄工所 50t/5h) 6/1 福井市清掃事務所労働安全委員会設置規定施行 8/16 電気部品の PCB 使用部品の業者による撤去開始	10/1 業態者厨介収集委託を廃止し、福井衛生社の許可事業とした。 36 ﾘｯﾄﾙ／日まで 月額 1,500 円 36 ﾘｯﾄﾙ／日増すごとに 月額 750 円加算	4/1 し尿汲取料金改訂 18 ﾘｯﾄﾙにつき 36 円 (うち 5 円市補助) ・汲取料補助金制発足 11,000 円 投入料補助 3,000 円 汲取料補助 8,000 円 (18 ﾘｯﾄﾙにつき 5 円補助)
49 年	3 月 福井坂井地区広域市町村圏焼却炉竣工 (ﾀｸﾏ 100t／8h) 10/1 九頭竜焼却場廃止 **・機構改革により厚生部廃止、生活環境部となる**	**4 月 委託地区の休日(祝日・振替休日)収集を廃止** (直営地区では従来から休日収集を実施していない) 8 月 福井坂井地区広域圏笹岡清掃ｾﾝﾀｰへ搬入開始 可燃物(森田・川西・河合地区) 不燃物及び粗大ごみ(全市域) ・広域圏搬入手数料	7/1 し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 45 円 (うち 5 円市補助)

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	生活環境部 ┌環境保全課 └交通対策課 清掃事務所 ┌業務課 ├南江守ｾﾝﾀｰ └東山ｾﾝﾀｰ	可燃物 1t までごとに 200 円 不燃物･粗大ごみ 1t までごとに 300 円	
50 年	10/1　福井市清掃事務所労働安全衛生委員会設置規定の一部改正	4/1　一廃とあわせて処理する産廃告示(紙くず､金属くず) ・一廃の処理を要しない区域告示 10 町(川西 9･殿下 1) 4 月　南江守ｾﾝﾀｰに「不法投棄処理班」を編成し､ﾊﾟﾄﾛｰﾙと処理を実施(処理の一部は福井衛生社に委託) 8/1　矢部商店に許可 (魚腸骨の収集運搬)	
51 年	3/31　九頭竜環境衛生施設組合(福井市､丸岡市､春江町)解散	**4 月　祝日等休日分ごみの翌日振替収集業務実績** (土曜日が祝日の場合は月曜日に収集)	6 月　有限会社川西衛生社と改称 7/1　し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 50 円 (うち 5 円市補助)
52 年	**4/1　あき地等の清潔保持に関する条例施行** 7/3　休日等の犬･猫死体収集開始 (収集は福井衛生社に委託)	4/1　厨芥収集許可手数料改訂 36 ﾘｯﾄﾙ／日まで月額 2,000 円 36 ﾘｯﾄﾙ／日増すごとに月額 1,000 円加算 ・広域圏搬入手数料一部改訂 不燃物･粗大ごみ 0.5t までごとに 500 円	・公衆便所　56 ヵ所 水洗式　30 ヵ所 汲取式　26 ヵ所 清掃は福井衛生社に委託 (汲取は従来から 4 社に委託)
53 年		5/15　新規委託(中央 1･2 丁目､大手 2 丁目の一部を福井衛生社へ委託) 6/1　収集車の後部ｽﾃｯﾌﾟ撤去	・し尿汲取特別料金許可 (冬季割増料金：1/1～3/31) 18 ﾘｯﾄﾙにつき 55 円 10/1　し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 70 円 (うち 10 円市補助)
54 年	4/1　一般の処理を要しない区域告示(川西地区 9 町) ・西藤島地区(海老助町ほか 7 町)の可燃物を週 2 回に増加(これにより委託地区は全区週 3 回になった。) 7/1　東郷地区(4 町)､大安寺地区(全町)の可燃物を週 2 回に増加		・し尿汲取特別料金許可 (冬季割増料金：1/1～3/31) 18 ﾘｯﾄﾙにつき 80 円 (うち 10 円市補助)
55 年	4 月　東山ｾﾝﾀｰに古畳切断機を設置 5 月　一般家庭の古ﾀｲﾔ臨時収集及び南江守への自己搬入受付	**4 月　一廃許可業者の可燃物の搬入手数料を徴収** 6 月　広域圏破砕機を毎月第 1･第 3 土曜日停止(搬入も停止)	・し尿汲取特別料金(冬期料金)は昨年と同じ。 10/1　し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 90 円

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	開始 **9/18　空き缶、空き瓶収集のﾓﾃﾞﾙ事業実施** （日之出地区で毎月第3木曜日に缶類、ｶﾚｯﾄ・ｶﾞﾗｽのﾘｻｲｸﾙ収集のﾓﾃﾞﾙ事業実施 委託事業者が収集を行う。積雪期は休止） 11/1　南江守ｾﾝﾀｰ管理棟使用開始（鉄骨建 632 ㎡）	10/1　足羽支所（全区）と川西支部（一部）等の可燃物を週 2 回に増加。同時に不燃物のみ収集地区の一部で、可燃物週 1 回収集を実施	（うち 15 円市補助）
56 年	5/8　南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉焼却停止 稼働焼却施設は東山ｾﾝﾀｰと広域圏ｾﾝﾀｰの 2 ｶ所 8 月　南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉煙突撤去 10/20 宝永地区で毎月第 3 火曜日に缶類、ｶﾚｯﾄ・ｶﾞﾗｽのﾘｻｲｸﾙ実施（積雪期は休止）、廃品回収業者が収集 12/12 南江守ｾﾝﾀｰに貯蔵庫建設	1/1　厨芥週収集許可手数料改訂 36 ﾘｯﾄﾙ／日まで月額 2,600 円 36 ﾘｯﾄﾙ／日増すごとに月額 1,300 円加算 5/11　東山ｾﾝﾀｰ焼却作業 3 班 2 直制で実施。平日 18 時間（土曜日 9 時間）	4/1　し尿汲取料金等改定 ・冬季割増料金（1/1～3/31） 18 ﾘｯﾄﾙにつき 105 円 （うち 15 円市補助）
57 年	1 月　年始の清掃業務を 4 日から開始（昨年までは 5 日から） **6/14～17** **「ごみの中からこんなもの展」開催　（於：市民ﾎｰﾙ）** 7 月　南江守ｾﾝﾀｰにｶﾚｯﾄ・ｶﾞﾗｽのｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ建設 **8 月　直営による缶類、ｶﾚｯﾄ・ｶﾞﾗｽのﾘｻｲｸﾙ開始** 第 1 月曜日（杉の木台一帯） 第 2 月曜日（運動公園一帯） 第 3 水曜日（橋南足羽地区） 9 月　南江守焼却炉解体	2 月　広域圏破砕機改良工事竣工（ｱﾙﾐ選別機、焼却場への可燃ごみ直送ｺﾝﾍﾞｱ） 10 月 川西・国見・殿下・東安居・西安居の可燃ごみ週 1 回地区を週 2 回に増加 （これに伴いこの地区に限り祝日等休日分の翌日振替収集業務を中止） 他地区は翌日振替収集を継続 11 月 鷹巣等の可燃ごみ週 1 回収集開始（従来は不燃性ごみの収集）	散乱あき缶等調査 ［国道・市道 3 地区で調査（1・2 回とも同じ場所）］ 第 1 回：6/9、第 2 回：9/22 9 月 環境衛生週間の行事として、散乱あき缶等の調査のほか 21 日に「ポイ捨て防止」ﾎﾟｽﾀｰ入りﾎﾟｹｯﾄﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰを街頭、ｶﾞｿﾘﾝ・ｽﾀﾝﾄﾞ、駐車場で配布
58 年	4/1　福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 10 条（一般廃棄物処理手数料）の一部を改正 4/15　南江守ｾﾝﾀｰ敷地買収 取得価格 402,143,706 円 （それまでは借地） 6/13～15 「ごみの中からこんなもの展」開催　（於：市民ﾎｰﾙ）		6 月　散乱あき缶等調査（昨年の 3 ヶ所の外に 4 ヶ所） 9 月　環境衛生週間行事として昨年と同じく散乱あき缶等調査と、ﾎﾟｹｯﾄﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰ配布 10/1　し尿汲取料金改定 ・し尿汲取料金 18 ﾘｯﾄﾙにつき 105 円 （うち 15 円市補助）
59 年	**3 月　空きびん収集手法の改善** 空きびんを 4 色（白・青・茶・黒）	7 月　東山ｾﾝﾀｰ焼却炉の排ｶﾞｽ処理施設備改良工事完成	・し尿汲取料金等改定 ・冬季割増料金（1/1～3/31）

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	に分けて収集を開始。 なお、ﾘｻｲｸﾙ日（空き瓶収集日）にはその他の不燃ごみは収集しないこととする。 **4 月　生ごみ処理容器設置事業補助金の創設**(1 個 2,000 円) 10/24～26 全都清(秋季)評議員会開催 **12 月　有価物回収還元金交付要綱の制定**	8 月　小･中学校を拠点として「廃乾電池類」を収集するための「回収容器」を配布 10 月　2 ヶ月に 1 回定期収集 (「回収容器」が満杯になったときは随時収集。)	18 ﾘｯﾄﾙにつき 120 円 (うち 15 円市補助) 4/1　し尿投入処理料金改定 (180 ﾘｯﾄﾙにつき 25 円) (旧料金 180 ﾘｯﾄﾙにつき 15 円)
60 年	4 月　ごみ収集業務民間委託拡大 4 月　ﾘｻｲｸﾙ開始(みのり地区) 6/10～12 「ごみの中からこんなもの展」開催 8/1　清掃事務所労働安全衛生委員会設置規定の全部改正	3 月　埋め立て地環境整備 4/1　東山ｾﾝﾀｰ焼却場 3 直制実施 7 月　保育園に廃乾電池回収容器配布	6 月、9 月 散乱あき缶等実態調査 10/1　浄化槽法の制定に伴い、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の条文の整備
61 年	3/1　新ごみ焼却場建設のため環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査開始 3 月　新炉基本計画策定 4 月　ﾘｻｲｸﾙ開始(商工、京福、新種池、希望ｹ丘、社北地区) 6/9～11 「ごみの中からこんなもの展」開催 9/16　新炉建設に伴う岡保地区との協議事項合意に達す	3/10　東山ｾﾝﾀｰ電気集塵機完成	6/9　散乱あき缶等実態調査
62 年	2/29　環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査完了 4/1　福井市廃棄物の処理に関する条例(一般廃棄物処理手数料)の一部改正 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ建設事務所開設 6/24　福井市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ起工 9/24　「くうかん鳥」設置 ﾌｪﾆｯｸｽﾌﾟﾗｻﾞ・ｲﾍﾞﾝﾄ広場に 3 基設置	**2 月　ごみ収集基本方針(5 分別収集)確立** 3 月　東山ｾﾝﾀｰ 4 号炉改造工事完了 5/26　焼却灰、中竜鉱山廃坑へ再搬開始 7/5　分別収集用全戸配布用ﾘｰﾌﾚｯﾄ作成 7/23　東藤島地区 995 世帯及び中藤島地区 3 町内 103 世帯で 5 分別収集開始 8 月　煙突補修工事 **10/22 円山･啓蒙･上北野の各地区 4,337 世帯で、「5 分別収集」開始**	
63 年	6/13～15 「ごみの中からこんなもの展」	3 月末日、東山ｾﾝﾀｰ 3 号炉改造工事完了	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	開催 **7/8　福井市ごみ対策地区推進員186名を委嘱** 8/24 全都清廃棄物処理実務研修会開催 8/31 福井市ごみ対策地区推進員代表者研修会開催 9/30 ｽﾌﾟﾚｰ缶穴あけ器具を市内全世帯に配布（約80,000本） 4月、10月 くうかん鳥抽選会 じん肺健康診断実施	4/1　順化・照手・光陽・豊岡の各地区3,800世帯で「5分別収集」開始 4/8　田原・春山・花月・乾徳の各地区3,875世帯で「5分別収集」開始 8/4　川西・東郷（一部）の各地区2,800世帯で「5分別収集」開始 8/18　大安寺・殿下・国見・河合・一光・清明（一部）の各地区2,868世帯で「5分別収集」開始 12/18　焼却炉補修工事完了 12/19　大宮・文京の各地区4,377世帯で「5分別収集開始」 12/24　北陸精巧舎、宮下ﾋﾞﾙ管理、(株)ｸﾘｰﾝﾏｽﾀｰを許可者に認可（ごみ許可業者数6社）	
平成元年	4/1　消費税の導入に伴う福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条（一般廃棄物処理手数等の）一部改正 ・福井市ごみ対策地区推進員の追加委嘱（194名） 4/10　観光地の公衆ﾄｲﾚ（汲取式）15ヵ所定期清掃開始 4/17　公園施設公衆ﾄｲﾚ（汲取式）9ヵ所及び公園施設の公衆ﾄｲﾚ（汲取式）49ヵ所定期清掃開始 5/11　ごみ対策地区推進員研修会の開催 5/13　中竜鉱山環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査委員会設置 6/5～7 「ごみの中からこんなもの展」開催 8月　「東山ｾﾝﾀｰごみ焼却施設精密機能検査報告書」提出 10/13～17 市制100周年記念事業 「100くらしと健康展」にごみｺｰﾅｰ設置　ｽﾃｰｼｮﾝ看板配布 4月、10月　「くうかん鳥抽選会」の開催	4/3　麻生津・清明・木田・南江守・南居・合谷の各地区1,833世帯で「5分別収集」開始 4/10　一乗・上文殊・文殊・六条・東郷（残）の各地区2,357世帯で「5分別収集」開始 4/24　西藤島・日新・西安居・東安居・幾久・二の宮1～5丁目・町屋1～3丁目・大願寺1～3丁目の各地区5,192世帯で「5分別収集」開始 5月　煙突補修工事 8/2　社南地区1,600世帯で「5分別収集」開始 8/9　明新地区2,400世帯松本地区300世帯で5分別収集開始 8/16　社北地区1,800世帯、東安居地区900世帯で5分別収集開始 11月　直営定期収集体制（14班→15班に）	4/1　し尿汲取料金等改定 ・し尿汲取料金 18ﾘｯﾄﾙにつき120円 （うち15円市補助） ・冬季割増料金（1/1～3/31） 18ﾘｯﾄﾙにつき135円 （うち15円市補助） 6月、9月　散乱あき缶等調査

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
2年	3/26　中竜鉱山環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査委員会「福井市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰの焼却灰を中竜鉱山採掘跡空洞で処分することに関する環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査報告書」提出 6/4～6 「第 9 回ごみの中からこんなもの展」開催 6 月､10 月　「くうかん鳥抽選会」の開催	4/1　直営定期収集体制 （15 班→16 班に） 資源ごみの容器配布 直営ﾘｻｲｸﾙ地区の収集 8 月　全地区 5 分別収集完了 **空きびん・空き缶の分別収集開始** 医療廃棄物処理ﾌﾛｰ作成 10/1　直営定期収集体制 （16 班→18 班に） 3/31　東山埋立地使用停止	**3 月「福井市し尿処理施設基本計画策定調査報告書」提出** ・「福井市境浄化ｾﾝﾀｰし尿投入所精密機能検査報告書」提出 4/1　合併処理浄化槽設置費補助制度の施行 6 月､9 月　散乱あき缶等実態調査
3年	4/1　東山ｾﾝﾀｰ廃止 未収集地区解除 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（法の改正） 4/24 福井市ごみ対策地区推進員委嘱　（第 2 期：200 名） 6/3～4 「第 10 回ごみの中からこんなもの展」開催 6 月､10 月　「くうかん鳥抽選会」の開催	**4/1　ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ稼働** 炉形式：全連続燃焼式流動床炉 処理能力：345t／日 （115t/24h×3 炉） **・古紙等回収奨励金制度開始** **5/1　指定ごみ袋ﾓﾃﾞﾙ実験事業** 啓蒙地区で燃やせるごみ用袋を配布 10/1　直営定期収集体制 （18 班→20 班に） 12/6　空き缶処理施設着工	4/1　許可業者 2 社になる 福井環境事業(株) (株)相互環境公社 6 月､9 月　散乱あき缶等実態調査
4年	6/1～2 「第 11 回ごみの中からこんなもの展」開催 6 月､10 月　「くうかん鳥抽選会」の開催	**4/1　資源ごみの定期収集開始** ・資源ごみ及び特殊ごみの収集日を水曜日とする（水･土地区の廃止） あきびん月 1 回(委託収集) あき缶　月 2 回(直営収集) **・祝･休日の振替収集の廃止** **・金属が逆有償化になる** **・空き缶選別処理棟の完成､稼動**	4/1　し尿汲取料金等改定 ・し尿汲取料金 18 ﾘｯﾄﾙにつき 135 円 （うち 20 円市補助） ・冬季割増料金（1/1～3/31） 18 ﾘｯﾄﾙにつき 15 円 6 月､9 月 散乱あき缶等実態調査
	4/1　福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正 6/14～15 「第 12 回ごみの中からこんなもの展」開催 6 月､10 月　「くうかん鳥抽選会」の開催	6/1　粗大ごみ手数料改定	2/1　新し尿投入所建設着工 6 月､9 月 散乱あき缶等実態調査
6年	4/19　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第 3 期：200 名） 4/30　くうかん鳥(空き缶回収)廃	2/22　粗大ごみ処理庫完成 11/10　空き缶破袋機完成	**4/1　境浄化ｾﾝﾀｰし尿投入所稼働** 処理量 170kl／日 6 月､9 月 散乱あき缶等実態調査

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	止 6/13～14 「第 13 回ごみの中からこんなもの展」開催 6/15 「くうかん鳥抽選会」(最終) 7/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 (廃棄物の減量等推進会議の設置) 9/27～28 「第 14 回ごみの中からこんなもの展」開催 **10/1 機構改革により生活環境部改め市民生活部環境事務所となる** (環境対策課、清掃清美課、収集資源ｾﾝﾀｰ、ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ) **10/7 福井市廃棄物減量等推進会議委員委嘱（17 名）**		
7 年	4/1 有効微生物用容器による生ごみ処理容器補助金創設（1 個 2,000 円) 6/12～13 「第 15 回ごみの中からこんなもの展」開催 10/17～18 「第 16 回ごみの中からこんなもの展」開催 12/25 「福井市廃棄物減量等推進会議」から、ごみ減量化や分別化推進のため半透明のごみ袋指定制度導入の報告書を市長に提出	5/18 直営定期収集体制 (20 班→18 班に) **10 月 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃ｾﾝﾀｰ完成** **12 月 毎月第 2 日曜日の粗大ごみの搬入開始**（収集資源ｾﾝﾀｰ、ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ）・ﾌﾛﾝ回収	6 月、9 月 散乱あき缶等実態調査
8 年	6/10～11 「第 17 回ごみの中からこんなもの展」開催 **7/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正 (指定袋、手数料等)** 10/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する規則全部改正 (指定袋、粗大こみ手数料等) 10/7～8 「第 18 回ごみの中からこんなもの展」開催	**1 月 毎月第 2 日曜日の粗大ごみ搬入開始** (福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃ｾﾝﾀｰ)	4/1 し尿汲取料金等改定 ・し尿汲取料金 18 ﾘｯﾄﾙにつき 150 円 (うち 20 円市補助) ・冬季割増料金（1/1～3/31） 18 ﾘｯﾄﾙにつき 15 円 9 月 散乱あき缶等実態調査

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	11/1　福井市指定ごみ袋制度開始 **12/25 福井市あき缶等の散乱及びふん害の防止に関する条制定**		
9年	**4/1　福井市指定ごみ袋制度完全実施** 4/23　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第4期：200名） 6/17～18 「第19回ごみの中からこんなもの展」開催 **10/1　福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行** （ﾁﾗｼ・携帯用灰皿街頭配布） 10/6～7 「第20回ごみの中からこんなもの展」開催 **＊「ごみ処理基本計画」策定**	**1/1　粗大ごみ手数料改定** **10月　ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ資源回収ﾓﾃﾞﾙ事業開始** （一乗・社西・東郷・西藤島・森田地区） 12/10　収集資源ｾﾝﾀｰ管理棟増築工事完成	9月　散乱あき缶等実態調査
10年	6/8～10 「第21回ごみの中からこんなもの展」開催 10/31 生ごみ処理容器設置事業補助金制度の廃止	**10月　ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ資源回収を市全域で実施**	**4/1　し尿投入所施設管理業務を清掃清美課に移管** 合併処理浄化槽設置費補助基準額改正 9月　散乱あき缶等実態調査 10/1　ﾎﾟｲ捨て・ふん害防止条例施行1周年記念行事（重点区域内現場踏査）
11年	6/21～22 「第22回ごみの中からこんなもの展」開催 9/21　電気式生ごみ処理機補助制度施行（4月1日以降購入から対象）	4月　直営定期収集体制 （18班→15班） ・ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰのﾀﾞｲｵｷｼﾝ対策工事始まる。	9月　散乱あき缶等実態調査
12年	4/23　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第5期：200名） 6/9・12 「第23回ごみの中からこんなもの展」開催		9月　散乱あき缶等実態調査
13年	4/1　家電ﾘｻｲｸﾙ法の施行 （ｴｱｺﾝ、ﾃﾚﾋﾞ、冷蔵庫、洗濯機を収集・処理対象外とする）	**10月　新分別収集ﾓﾃﾞﾙ事業開始** **段ﾎﾞｰﾙ・その他紙製容器及び白色食品ﾄﾚｰ（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装）を資源として収集を開始する** （宝永・河合・東郷の3地区）	6月　設置基準等の見直しにより、市の汚水処理構想の見直し（基本計画）に着手 （早期の汚水処理率100%をめざす） 9月　散乱あき缶等実態調査
14年	4/1　環境政策課内に「資源循環型	10月　直営定期収集体制の再構築	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	社会推進室」設置 11/20　福井市廃棄物減量等推進会議　「新分別の報告」	(15 班→13 班に)	
15 年	4/1　福井市環境美化地区推進員委嘱　(第 6 期：200 名) ・非電気式生ごみ処理機補助制度施行 6 月「福井市の一般廃棄物の発生抑制及びﾘｻｲｸﾙ推進のための効果的な方策に関する調査研究結果」報告書作成 7 月　ﾘｻｲｸﾙ戦隊「ﾜｹﾙﾝｼﾞｬｰ」、円山保育園・文京保育園・東藤島保育園に出動 9 月「福井市ごみ削減・ﾘｻｲｸﾙ推進ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ(行動計画)素案」まとまる	3 月　ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ ﾀﾞｲｵｷｼﾝ対策工事完了 **4 月　全市一斉に、新分別収集開始** **(ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装、ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ・紙製容器分別収集)** これらのごみの分別収集実施により，ごみ総量にて 4,260 トン減少した。(14 年度比) 空き缶、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙの中間処理を民間に委託 10 月 新形状の家庭用指定ごみ袋の販売開始	**4 月　し尿事務、合併処理浄化槽設置費補助事業、下水道部へ移管**
16 年	3/31　電気式生ごみ処理機購入費補助制度廃止 4 月　動物の死体処理の民間委託 ・福井市で全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会開催 **7/18　福井豪雨** 10 月　台風 23 号に伴う水害被災自治体の支援を実施 宮津市（10/28)、豊岡市（10/29) 舞鶴市（10/30～10/31）	4 月　家電ﾘｻｲｸﾙ法の改正 (冷凍庫を収集・処理対象外とする) ・資源有効利用促進法の施行により、廃ﾊﾟｿｺﾝを収集・処理対象外とする ・家庭用指定袋で、3 色化試行開始 5 月　資源回収拠点ﾓﾃﾞﾙ事業　開始 ・小売店にﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装及び紙製容器の回収箱を設置する ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装を市が収集する ・ﾓﾃﾞﾙ事業はﾊｰﾂ羽水店	
17 年	8/15・16　ﾘｻｲｸﾙ戦隊「ﾜｹﾙﾝｼﾞｬｰ」愛・地球博に出動	3/31　中竜鉱山廃坑への搬入終了 (総搬入量 136,000m3) 4 月　直営定期収集体制の再整備 (13 班→11 班に) ・空き缶収集業務の一部委託 ・収集資源ｾﾝﾀｰでの燃やせる粗大ごみの受入を開始 資源回収拠点事業開始 (ﾊｰﾂ羽水店、Aｺｰﾌﾟやしろ店、Aｺｰﾌﾟ堀の宮店) 焼却灰、勝山市処分場に搬入(～17/12)	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
18年	2/1　足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町と合併 3/31　生ごみ処理機（非電気式）購入費補助制度廃止 4/18　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第7期：224名）	1月　焼却灰、民間処分場（草津町）へ搬出 4月　直営定期収集体制の再整備（11班→10班に）	2/1　し尿投入所　旧美山町の収集汚泥受入開始 し尿収集運搬手数料改定 18ﾘｯﾄﾙまでごとに168円 （20円補助金廃止） し尿及び浄化槽汚泥処理手数料 18ﾘｯﾄﾙまでごとに26.25円
19年	3/31、4/1 能登半島地震に伴う被災自治体への災害応援出動（穴水町・輪島市）職員19名 8/6～11　　10/9～20 新潟県中越沖地震に伴う被災自治体への災害応援出動（柏崎市）職員　延べ43名	2月　ﾊﾆｰ麻生津店にて資源回収拠点事業開始 3月　ｱﾙﾌﾟﾗｻﾞﾍﾞﾙ店にて資源回収拠点事業開始 4月　美山・越廼・清水区域においてﾌﾟﾗ容器包装の分別収集を開始 7月　美山・清水区域において段ﾎﾞｰﾙ・紙製容器の分別収集を開始 （越廼区域は、段ﾎﾞｰﾙは合併以前より分別収集している）	
20年	3月　ﾘｻｲｸﾙ推進啓発用ﾋﾞﾃﾞｵ制作（ﾘｻｲｸﾙ戦隊　ﾜｹﾙﾝｼﾞｬｰﾘﾀｰﾝｽﾞ） 「ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ精密機能検査」　の実施	4月　紙ﾊﾟｯｸ分別収集及び資源回収を市全域で実施 越廼区域において紙製容器の分別収集開始 7月　ﾊｰﾂ学園店にて資源回収拠点事業開始	3/31　丹生衛生管理組合解散 4/1　旧越廼村・旧清水町のし尿収集運搬手数料統合 し尿投入所　旧越廼村・旧清水町の収集汚泥受入開始
21年	3月　「一般廃棄物ごみ処理基本計画」策定 4/1　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第8期：163名） 5月　収集資源ｾﾝﾀｰにて環境学習会開始 12月　「循環型社会形成推進地域計画」策定	4/1　ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装の品目拡大、出し方緩和 隔週収集から毎週収集へ 4/1　美山区域の可燃ごみについてｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰへ搬入を開始 4/1　家電ﾘｻｲｸﾙの対象品の追加（液晶・ﾌﾟﾗｽﾞﾏﾃﾚﾋﾞ、衣類乾燥機）	
22年	3月　「一般廃棄物ごみ処理基本計画」一部改定 12月　「循環型社会形成推進地域計画」変更	3月　くみあいﾏｰｹｯﾄ東郷店にて資源回収拠点事業開始 7月　蛍光灯の分別収集開始 12月　福井市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ長寿命化計画策定	10/15　ﾎﾟｲ捨て防止啓発街頭活動
23年	8月　不法投棄防止監視ｶﾒﾗ及び看板設置 9/16～18 台風12号に伴う被災被災自治体への災害応援出動（和歌山県那智勝浦町）職員6名	4月　ﾗｲﾀｰの出し方変更（不燃の日に別袋にして出す） 4月　収集資源ｾﾝﾀｰにて資源ごみ回収拠点ｽﾃｰｼｮﾝ設置	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	10/19　東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故で被災した福島県双葉地方広域市町村圏組合に、ごみ収集用２ｔﾄﾗｯｸを譲与		
24年	3/1　福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例における重点区域の範囲拡大 （52.8ha→73.3ha） 4/1　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第９期：171名） ごみｽﾃｰｼｮﾝ設置補助制度創設	3月　ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ大規模改修工事開始 4月　収集資源ｾﾝﾀｰにて小型家電等回収ﾎﾞｯｸｽ設置 12月　ごみの分け方・出し方早見表の広告掲載制度開始 ふくい㊗ｴｺ事業所募集開始	2/29　ﾎﾟｲ捨て防止啓発街頭活動 3/27　ﾎﾟｲ捨て防止啓発街頭活動
25年		3月　資源物回収拠点「わけるば」開設（㈱増田喜福井営業所、福井環境事業㈱二日市ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ） 4月　事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱に基づく多量排出事業所 3Ｒ推進制度の試行開始 5月　事業所用指定ごみ袋の広告掲載制度開始 10月　市役所本館、ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰに使用済み小型家電回収ﾎﾞｯｸｽを設置	
26年	2月　「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改訂し、「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画」として名称を変更	3月　ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ、ごみ発電の余剰電力を試験的に売電開始 4月　ﾊｰﾂ学園店及び羽水店における資源回収拠点事業を休止 4月　びん（青びん・黒びん）容リ協再商品化委託開始 6月　美山・越廼・清水総合支所において、使用済み小型家電の回収を開始	3/25　ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発 11/14　ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発
27年	4/1　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第10期：169名） 4/1　「地域ﾘｻｲｸﾙ推進美化協力金」制度を「地域清掃美化推進協力金」制度に改正	3月　ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ大規模改修工事完了 3/31　小売店におけるﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装の資源回収拠点事業の終了 4月　収集資源ｾﾝﾀｰにて粗大ごみの硬質ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ資源化開始 6月　古紙等集団資源回収の品目に雑がみを追加 6/30　ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ、ごみ発電の余剰	3/17　ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発 10/4　ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		電力売電量を増加 7月　ﾊｰﾂ羽水店、学園店及び志比口店において、使用済み小型家電の回収を開始 10/1　ふくい㊐ｴｺ事業所認定制度一部見直し（ｴｺｼｮｯﾌﾟ・ｴｺｵﾌｨｽ認定事業所12事業所→25事業所）	
28年		10/1　ふくいﾏﾙ優ｴｺ事業所認定 25事業所→33事業所 10月　美山・越廼・清水総合支所に古紙回収拠点を設置。	9/22　ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発 12/1　食べきり運動街頭啓発
29年	3月　新ごみ処理施設整備基本構想策定 9月　新炉建設のための環境影響調査業務の着手	9月　雑がみ回収袋の配布（小・中学校、集団回収団体） 10/1　ふくいﾏﾙ優ｴｺ事業所認定 33事業所→36事業所	10/7　福井市環境ﾌｪｱ内で「雑がみ回収ｺﾝﾃｽﾄ」を開催 11/18　ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発
30年	4/1 清掃清美課内に「新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ準備室」を設置。 4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第11期：114名）		

環境事務所
所在地・電話番号一覧

部　　署	電話番号 市外局番（0776）	ＦＡＸ番号	郵便番号	所 在 地
環境事務所長 （環境課 内）	20－5398	―	910－8511	福井市大手３丁目10－1
清 掃 清 美 課 (新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ準備室)	20－5377 （20－5391）	20－5754	〃	〃
収集資源センター	35－0052	35－0813	918－8032	福井市南江守町2－1
クリーンセンター	53－8999	54－6010	918－8215	福井市寮町50－41

平成３０年　　９月発行

清 掃 事 業 概 要（本編）

発行　　福井市市民生活部 環境事務所 清掃清美課

〒910-8511　福井市大手３丁目１０番１号

TEL　　（０７７６）２０－５３７７
FAX　　（０７７６）２０－５７５４

この本の本文用紙は再生紙を使用しています。